

豊見城市上下水道事業 経営戦略

計画期間 令和3年度～令和12年度



豊見城市上下水道部

令和3年（2021年）3月

目 次

第1章 総論

- 1 策定の背景（国の動向と本市の状況） P 1
- 2 策定の趣旨 P 3
- 3 経営戦略の位置づけ P 4
- 4 計画期間 P 5
- 5 組織体制 P 5
- 6 その他（コロナ禍における経営戦略の推進について） P 6

第2章 水道事業経営戦略

- 1 事業概要 P 7
- 2 将来の事業環境 P 16
- 3 水道事業の経営基本方針 P 19
- 4 投資・財政計画（収支計画） P 19

第3章 下水道事業（公共下水道事業）経営戦略

- 1 事業概要 P 23
- 2 将来の事業環境 P 32
- 3 下水道事業（公共下水道）の経営基本方針 P 35
- 4 投資・財政計画（収支計画） P 36

第4章 下水道事業（農業集落排水事業）経営戦略

- 1 事業概要 P 39
- 2 将来の事業環境 P 47
- 3 下水道事業（農業集落排水）の経営基本方針 P 50
- 4 投資・財政計画（収支計画） P 50

第5章 経営戦略のフォローアップ

- 1 経営戦略の推進体制について P 55
- 2 経営戦略の進捗管理について P 56
- 3 公営企業会計の健全運営を目指して P 57

※ 資 料

- 経営比較分析表（令和元年度決算） P 59
- 投資・財政計画（収支計画） P 62
- 投資・財政計画（収支計画）のうち、投資的経費以外の経費についての説明 P 72
- 用語解説 P 75

第 1 章

總 論

第1章 総論

1. 策定の背景（国の動向と本市の状況）

(1) 国の動向

水道事業を管轄する厚生労働省では、「地域」においてこれまで築きあげてきた需要者との「信頼」に基礎を置き、水道関係者が共有すべき基本理念として、平成16年（2004）に策定した『水道ビジョン』では、「世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける」ことを掲げました。続く平成20年（2008）の改訂では「世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承する」段階とし、平成25年（2013）に策定した『新水道ビジョン』では、水道の給水対象としてきた「地域」とその需要者との間において築きあげてきた「信頼」の基礎を重要視し、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を掲げ、関係者それぞれが未来につなぐ水道水の安定供給に向け、取り組んでいくことが示されております。

また、下水道事業を管轄する国土交通省では、平成17年（2005）に100年という長期の将来像を見据えて進むべき下水道の方向を示した、『下水道ビジョン2100～下水道から「循環のみち」への100年の計～』が策定され、「循環のみち（地域の持続的な発展を支える21世紀型下水道）の実現」を基本コンセプトとして、従来の「排除・処理」の考え方から「活用・再生」への転換を図るために、水循環の健全化に向けた「水のみち」の創出、並びに将来の資源枯渇への対応や地球温暖化防止に貢献することを掲げた「資源のみち」の創出、さらに未解決の諸課題への対応を含め、新たな社会的要請への対応を支える持続的な施設機能の更新に向けた「施設再生」の実現がそれぞれ掲げられ、平成19年（2007）には『下水道ビジョン2100』に示された姿を実現するための10年間の取り組みとして『下水道中期ビジョン』が取りまとめられました。

現行の『下水道ビジョン2100』の策定から14年が経過し、その間少子高齢化は益々進行し、東日本大震災の発生や大規模災害発生リスクの増大、持続的エネルギーの転換等への課題、インフラの老朽化に伴うメンテナンスの推進、国・地方公共団体等における行財政の逼迫、成長戦略へのシフトの下で、社会資本や経済、行財政に対する視点が大きく変化している中において、下水道事業においても、施設の老朽化や運営体制の脆弱化など、事業執行上の制約が増大している一方で、民間委託などの事業手法の多様化や情報通信技術の急速な進展により、整備促進から管理運営の持続・強化の時代へと軸足が移っていくなど、イノベーションが進行してきています。

平成 25 年（2013）には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前の防災・減災対策、その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが定められ、そこには強くしなやかな国土の形成のために下水道が果たしていくべき責務が明確に示されました。平成 26 年（2014）7 月には、今後の水行政の大きな転換期を迎えることを鑑み、『新下水道ビジョン』が策定され、下水道が果たすべき究極の使命を「持続的発展が可能な社会の構築に貢献」することとし、その究極の使命を実現するための具体的な方策として、「循環型社会の構築に貢献」、「強靱な社会の構築に貢献」、「新たな価値の創造に貢献」、「国際社会に貢献」を掲げております。そこには、『下水道ビジョン 2100』で掲げた「循環のみち下水道」という方向性を堅持しつつ、そのうえで、長期ビジョンとして「循環のみち下水道の成熟化」を図るため、「『循環のみち下水道』の持続」と「『循環のみち下水道』の進化」を二つの柱に位置づけています。

このように、国の下水道事業における取り組みの基本姿勢が、従来の「整備促進」から「経営の安定持続」、「施設の強靱化」にシフトされる中、沖縄県においても、こうした国の動きに呼称して平成 28 年（2016）には、県下水道等整備構想「ちゅら水 2016」が策定され、汚水処理施設の整備を令和 7 年度までに概ね完成させることなどを掲げ、今後は下水道の持続発展の強化を目指すものとしております。

(2) 本市の状況

近年、本市が目覚しく発展し続けていることは、「東洋経済新報社」が全国各市を対象に毎年実施する「全国都市成長力ランキング」にて如実にしめされています。同ランキングは、都市の「伸び」を過去 5 年間ににおける 11 の指数の増減率を基に指数化したもので、本市はこれまで 13 年連続 10 位以内にランクインし、平成 30 年（2018）の発表では全国 1 位の評価を頂いております。また、同時の同社が発表する「沖縄県内住みよさランキング」でも平成 25 年から平成 30 年（2013～2018）まで、6 年連続で 1 位となるなど、こうした高い評価等を裏付けるように人口の流入増加に伴い、住環境を中心としたインフラ整備は急務となっています。

本市の公営企業は、住民福祉の向上と住環境の整備、独立採算性による安定した運営により、水道事業の「安全、安心して飲める水を水道法の目的に明記されている「清浄にして豊富、低廉に供給すること」を目的として、昭和 35 年（1960）の簡易水道の供用開始を皮切りに、昭和 43 年（1968）に琉球政府（当

時)の事業創設認可を経て、昭和43年(1968)の給水開始により、水道事業の経営が本格的に始まり、昭和52年(1977)には、区域内の水道普及率が100%に達成しました。平成30年度(2018)には、通水50周年記念事業を挙行し、令和2年(2020)で通水52年を迎えました。

下水道事業は、昭和57年(1982)に公共下水道事業に着手し、昭和60年(1985)に供用開始を行い、新たに平成15年(2003)から農業集落排水事業が供用開始されるなど、計画的に汚水処理面積を増やし、住民の生活排水や汚水の適正な処理を通して生活環境の改善、水質保全などに努めてまいりました。加えて、農業集落排水事業においては、処理水の農業用水利用により、農業振興にも寄与しております。

平成31年(2019)4月からは、地方公営企業法が適用され、事業経営の実態を明確にすることで、経営の健全性や透明性の確保、経営の効率化とサービスの向上、並びに適切な施設の建設・更新計画の策定が図れるようになりました。その後、本市を取り巻く状況は大きく激変し、県都に隣接するという地理的な条件などの影響による人口の増加、西海岸地区の開発による与根地域への企業参入、埋め立てによる豊崎地域の宅地開発に伴う人口増や企業参入、市内全域における新たな市街化地区の編入による市街地の拡充が進み、住環境整備に伴う基本的なインフラ整備として上下水道の整備は同時に取り組むべき課題となっており、これと併せて既存の管路や管渠、処理施設などの老朽化の更新事業及び耐震化事業を実施する必要があります。

2. 策定の趣旨

「経営戦略」は、平成26年8月29日付けの総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要性から、各事業体に策定することが求められているものであり、地方公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となるものです。

その内容としては、公営企業の所在する地域の現状と将来の見通しを踏まえて、事業における効率化や経営健全化を始めとする将来的な取り組みを検討し反映したうえで、今後の投資試算(施設・設備への投資)と財源試算(投資に対する財源)を予測し、将来の投資財政計画の方向性を示すものとなっております。

本市においても、社会情勢や経営環境の変化に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、市民等に基本的な生活インフラの構築と持続的・安定的なサービスを提供していくための指針として「経営戦略」を策定するものであります。

また、総務省は、平成 29 年 1 月 26 日付け「『経営戦略』の策定推進について」において、その支援措置として、「経営戦略」が実効性のあるものとするための策定に当たり実務上の指針として、基本的な考え方を事業別のガイドラインを取りまとめ、地方財政措置などについても明示するなど、平成 32 年度（令和 2 年度）までの策定に向けた取り組みを促しており、平成 29 年 3 月 31 日付け「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」では、早期策定に向けた取り組みを一層支援するための改訂を行っています。更に、総務省は、平成 31 年 3 月 29 日付け「『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について」において、各地方公共団体に対して改めて「経営戦略」の意義や必要性を認識していただくとともに、議会や住民への適切な説明を行い、合意形成を図りながら策定していくことが有効であること、また、早期に「経営戦略」を策定し、P D C A サイクルを通じて質を高めていくことが求められていることから、その策定や改定に当たっての考え方や留意事項、手順を解説した「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」を策定し、「経営戦略」が公営企業の経営基盤強化の財政マネジメントの向上に資する重要なツールであることが明記されています。

本市が策定する「経営戦略」は、人口増加や市街地整備の拡充、企業の参入など、社会情勢の変化を的確に捉えたものでなければならず、今後の公営企業の経営基盤の安定と強化を図るための礎として将来に向けた本市の公営企業のあるべき姿を明確に示し、実行するための「指針」としてさくといされたものです。

3. 経営戦略の位置づけ

今回策定した「豊見城市上下水道事業経営戦略」は、前述にあるとおり総務省からの通知に基づき作成いたしました。

「経営戦略」とは、公営企業が将来にわたり、安定的に事業サービスを継続していくための中長期的な基本計画となります。

「経営戦略」の策定により、経営の現状及び計画期間内に収支が均衡するような投資・財政計画、更には経営健全化に向けた取り組み方針等を公表します。

そして、「経営戦略」に基づき、経営環境の変化に対応しながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的とします。

また、本市の上位計画である「第 5 次豊見城市総合計画」との整合を図りながら、これまでに上下水道事業において策定された「豊見城市水道事業新中長期計画」などの各計画を引き続き推進し、より実効性のあるものとして本経営戦略を位置づけるものとします。

4. 計画期間

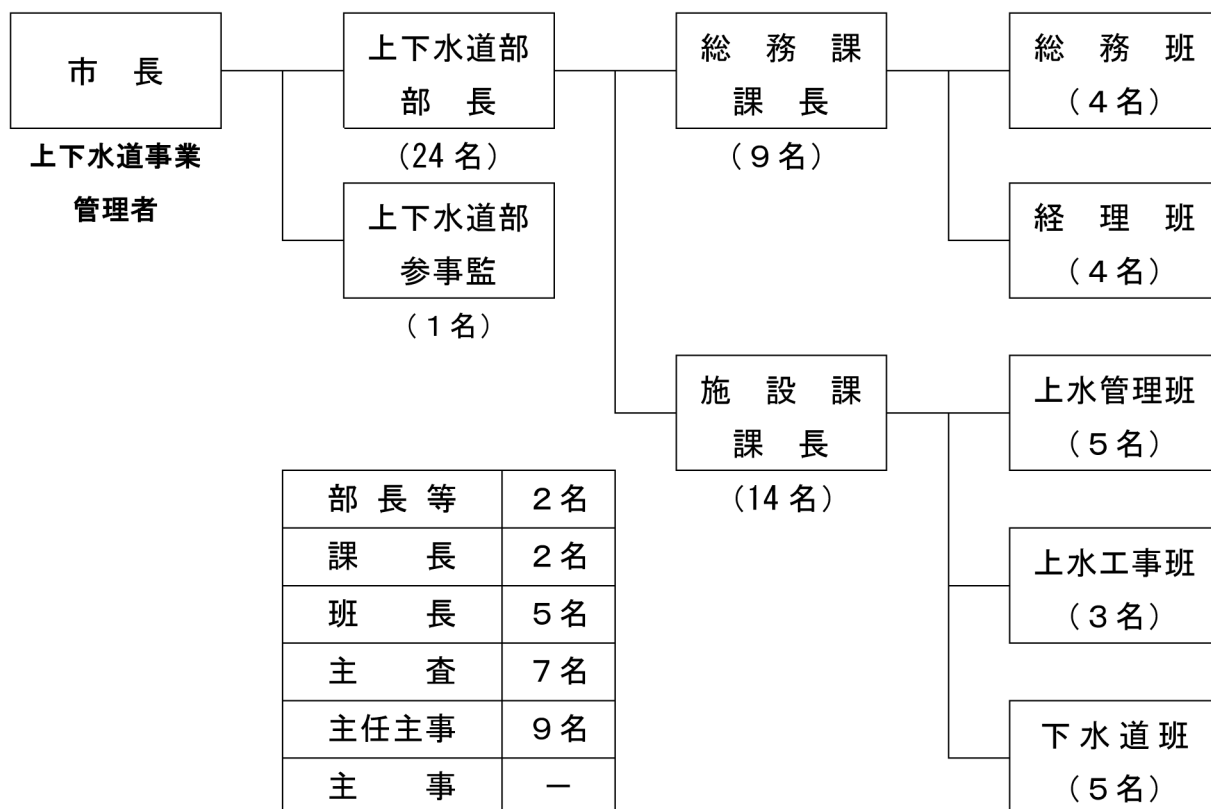
今回策定した「豊見城市上下水道事業経営戦略」は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間を計画実施期間として、毎年度P D C Aサイクルによる計画の進捗状況を確認し、策定後3～5年間に経営状況を踏まえ、計画的に見直しを行いながら、本市の公営企業が、健全で安定したサービスを市民に提供し続けるための取り組みを推進します。

5. 組織体制及び職員数

平成29年（2017）4月の組織改革により、部の名称を「上下水道部」に改め、施設課と下水道課を統合して「施設課」とし、2班体制（管理班・工事班）から3班体制（下水道班を新設）に改めました。

また、平成31年（令和元年・2019）4月には「農業集落排水事業」を市長部局より移管し、受け入れ、上水道事業、下水道事業ともに地方公営企業法を適用するための組織体制の構築を図っています。

組 織 図 （ 令 和 2 年 4 月 1 日 現 在 ）



6. その他（コロナ禍における「経営戦略」の推進について）

令和元年（2019）11月頃、「新型コロナウイルス感染症」が世界中で感染が爆発的に広まり、それによって多くの人々が感染し、多数の死者も出るなど、社会経済にも大打撃を与え、世界中の人々の生活が一変しました。

政府においても、新規感染者の増加を減少に転じさせ、収束への突破口になること、医療提供体制の崩壊が起らないよう令和2年（2020）4月に全都道府県に対して「緊急事態宣言」を発出しましたが感染の収束がみえず、更に感染拡大が収まらなかったことから、令和3年（2021）1月初旬には首都圏の1都3県を対象に「緊急事態宣言」を発出する事態となり、1月下旬には、沖縄県においても3回目の「緊急事態宣言」を独自で発出しました。

本市においても、国の交付金や助成金、補助金等を活用した施策、本市独自の施策等により、社会活動が制限される市民等に対して、緊急経済対策として多くの施策を講じられたところですが、水道事業においては、全世帯・事業所を対象に水道料金の基本料金分の5割減免を3ヵ月間行うなど、感染拡大初期における経済対策として、市民や事業所経営者の負担軽減に取り組んできたところです。

今後も収束の見通しが不透明な現状のコロナ禍においても、上下水道事業は市民生活を支える重要なインフラとして、これまで同様、事業を推進していかねばなりません。一方で本市においては、人口の増加や市街地整備の拡充、企業参入など、社会情勢の進展はコロナ禍の影響を受けつつも今後伸び続けていくことが予測されます。

今回策定した「経営戦略」とコロナ禍におけるその推進の在り方については、上下水道事業が市民生活と地域経済を支えるインフラとして、持続的かつ安定的にサービスを提供し続けていくため、将来に向けた本市の公営企業の経営基盤の安定と強化を図るための計画とその内容に合った取り組みを推進していく必要があります。

第 2 章

水道事業経営戦略

第2章 水道事業経営戦略

1. 事業概要

(1) 事業の現況 (令和2年3月末現在)

① 給水

供用開始	昭和43年(1968年)
法の適用状況	地方公営企業法 適用 (S43)
計画給水人口	64,840 人
給水人口	64,561 人 (全区域への給水可能)
普及率	100 % (全区域への給水可能)

② 施設

水源	沖縄県企業局より水道用水を受水		
配水池 調整池 (建設年度) 容量	嘉数配水池	(S52)	500 m ³
	良長配水池	(S53)	500 m ³
	平良第1配水池	(S58)	2,300 m ³
	渡橋名第1配水池	(H6)	1,900 m ³
	ニュータウン配水池	(H8)	1,400 m ³
	平良第2配水池	(H10)	3,640 m ³
	渡橋名第2配水池	(H11)	2,500 m ³
	翁長調整池	(H5)	280 m ³
ポンプ場 (建設年度)	高安後原送水ポンプ場	(H23)	
	ニュータウン送水ポンプ場	(H7)	
	渡橋名送水ポンプ場	(H5)	
	高安前原送水ポンプ場	(H13)	
	嘉数増圧ポンプ場	(H26)	
施設能力	24,500 m ³ /日		
管路延長	299,230 m		
施設利用率	75.19 %		



嘉数配水池
(字嘉数 451)



良長配水池
(字饒波 1080)



渡橋名第1・第2配水池
(字渡橋名 197-12~14)



平良第1・第2配水池
(字平良 585-2)



ニュータウン配水池
(字嘉数 480-1)



翁長調整池
(字翁長 42-2)



渡橋名送水ポンプ場
(字渡橋名 222-5)



高安前原送水ポンプ場
(字高安 358-2)



ニュータウン送水ポンプ場
(字根差部 426-17)



高安後原送水ポンプ場
(字高安 828)



嘉数増圧ポンプ場
(字嘉数 451-2)

③ 料 金

(ア) 料金の決定

水道料金は、地方公営企業法第 21 条、水道法第 14 条により、豊見城市水道給水条例を制定し、市議会の議決を経て水道料金を決定します。

家事用の水道料金（豊見城市水道給水条例第 25 条）

（税抜き）

基本水道料金	8 m ³ まで	1,200 円
超過水道料金 (1 m ³ 当たり)	9 m ³ から 20 m ³ まで	185 円
	21 m ³ から 35 m ³ まで	225 円
	36 m ³ から 50 m ³ まで	250 円
	51 m ³ 以上	260 円

※ 水道給水条例第 25 条（料金）で定める水道料金の額は、平成 5 年度以降、27 年間改正されていない。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

（料金）

第 21 条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

（供給規程）

第 14 条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

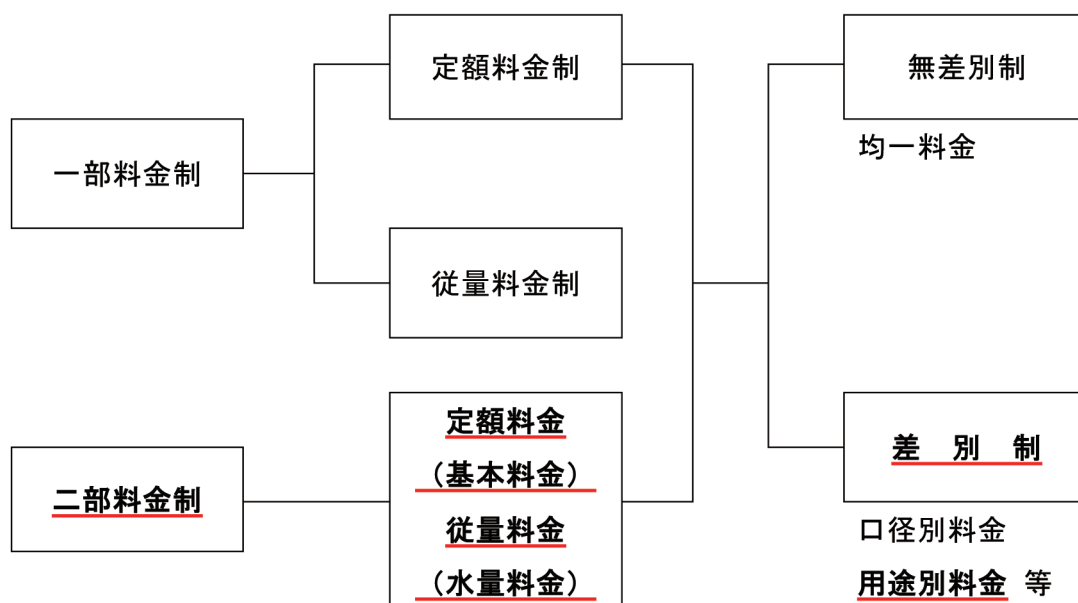
四 （略）

五 （略）

3、4、5、6、7 （略）

(イ) 料金体系の種類

料金体系には、一部料金制と二部料金制があり、本市では二部料金制の用途別を採用しています。



(ウ) 料金算定の種類

料金算定の種類には、総括原価方式、プライスカップ方式（価格上限方式）、ヤードスティック方式（比較基準方式）及びプロフィットシェアリング方式（利益配分方式）があり、本市は総括原価方式を採用しています。

総括原価方式	原価（人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等）＋支払利息＋資産維持費を基礎として定める。
プライスカップ方式 （価格上限方式）	特定のサービスに対して予め決められた金額以下の範囲内で料金を設定する方式である
ヤードスティック方式 （比較基準方式）	自社と競合企業の費用を比較した上で、あるサービスに対する基準費用を算定した費用を元に、料金を設定する方式
プロフィットシェアリング方式 （利益配分方式）	収益の分配方式の一つで、収入を得る窓口となる事業者が経費・費用を差し引いて、利益が残った場合にこれを一定の割合で分配する方式

(2) これまでの主な経営健全化に向けての取り組み

- ① 平成 24 年度、民間事業者窓口業務の委託を実施
(開閉栓業務・料金納入通知再発行・滞納整理補助事務・問い合わせ対応等)
- ② 平成 27 年度、水道検針業務も含めた窓口業務の委託を実施
- ③ 「公営企業」としての経営分析を行い、経営状況を判断
- ④ 令和元年度以降、水道事業の広域化の検討(県・近隣事業者との連携)
水道法第 2 条の 2 に定められている市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等を踏まえ、その具体的な方策の一つとして、近隣事業者との経営統合(事業統合及び経営一体化)、浄水場等の一部施設の共同設置や事務の広域的処理等についての検討。

(3) 経営比較分析表を活用した経営分析(令和元年度決算)

【資料：P57 総務省作成の経営比較分析表】

- ① 経営の健全性・効率性について
 - (ア) 経常収支比率は、当該年度の給水収益や一般会計繰入金等の収益で維持管理経費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、数値基準は 100% である。この比率が 100% 未満である場合、収益(稼いだお金)で費用(支払うお金)を賄えず経常損失が生じていることになります。
本市は 120.76% と指標基準を超え、全国平均値(112.01%) 及び類似団体平均値(111.17%) を上回っており、経常的に安定した健全な経営状況にあります。
 - (イ) 累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金の発生状況を表す指標で、数値基準は 0.00% である。当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す指標として 0.00% であることが求められる。
本市は 0.00% と全国平均値(1.08%) 及び類似団体平均値(0.78%) と比較しても安定した健全な経営状況にあります。
 - (ウ) 流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、数値基準は 100% である。当該指標は、1 年以内に支払うべき債務に対し、支払うことができる現金等がある状況を示し 100% 以上であることが必要である。
本市は 556.47% と大きく上回り、全国平均値(264.97%) 及び類似団体平均値(360.86%) も上回っており、短期的な支払い能力については問題ないが、下水道事業会計へ貸付金増加等により毎年度悪化していることから、今後注意していく必要があります。

(エ) 企業債残高対給水収益比率は、企業債残高の割合、規模を表す指標で、明確な数値基準は無い。

本市は 64.37%と全国平均値(266.61%)及び類似団体平均値(309.28%)を大きく下回っており、健全な経営状況にあります。

(オ) 料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標で、数値基準は 100%である。この比率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることとなります。

本市は 118.62%と全国平均値(103.24%)及び類似団体平均値(103.32%)を上回っており、適切な料金収入により、健全な経営状況にあります。

(カ) 給水原価は、有収水量 1 m³あたりに対して、どれだけの費用が掛かっているかを表す指標で、明確な数値基準は無い。

本市は 180.03 円と全国平均値(168.38 円)及び類似団体平均値(168.56 円)を上回っており、ここ数年は緩やかに上昇していることから、今後の料金徴収率や市民サービスの更なる向上のための、投資の効率性や維持管理費の削減といった経営改善の検討が行う必要がある。

(キ) 施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、明確な数値基準は無いが、一般的には高い基準であることが望ましいとされています。

本市は 75.19%と全国平均値(60.00%)及び類似団体平均値(59.51%)を上回っており、適正に施設の利用がなされています。

(ク) 有収率は、施設の稼働が収益に繋がっているかを判断する指標で、その数値が 100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されています。

本市は 96.17%で、全国平均値(89.80%)及び類似団体平均値(87.08%)を上回っており、施設の稼働に応じて適正な収益がなされています。

② 老朽化の状況について

(ケ) 有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、明確な数値基準は無いが、一般的には数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しています。

本市は 42.90%と全国平均値 (49.59%) 及び類似団体平均値 (48.55%) を下回っており、早急な施設の更新等の必要性が無いことを示しているが、今後の経年劣化に対応するため、長寿命化等の対策を行う必要があります。

- (ロ) 管路経年劣化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化の度合いを示しています。

明確な数値基準は無いが、一般的には数値が高い場合には、法定耐用年数を経過した管路を多く保有していることになり、管路の更新等が必要となります。

本市は 9.37%と全国平均値 (19.44%) 及び類似団体平均値 (17.11%) を下回っているものの、年々増加する老朽化に対応するため、計画的な更新に取り組む必要があります。

- (ハ) 管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、明確な数値基準は無いが、一般的には比率が 1 %となった場合、すべての管路を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できると言われています。

本市は 0.07%と全国平均値 (0.68%) 及び類似団体平均値 (0.63%) を下回っているが、有形固定資産減価償却率や管路経年劣化率の状況を踏まえると、段階的に管路等を更新する必要があることから、事業の平準化を図るためにも、今後の更新等に係る財源の確保、更新計画等の作成が必要となってきます。

③ 総括

総務省が作成した経営比較分析表（令和元年度決算）を活用した本市の水道事業の経営分析では、全国平均、類似団体平均と比較すると良好な経営状況にあり、数値的には喫緊に対応すべき課題等は見られないが、今後に必要な「管路の更新等に係る費用」が、どのように経営に影響を与えるのかを踏まえた経営分析を行い、必要に応じた経営改善の実施や財源確保計画等を講じなければならないことに留意する必要があります。

<参考>

各指標の組み合わせによる分析の考え方 (総務省)

指 標	分析の考え方
経営の健全性・効率性及び老朽化の状況	
(ア) 経常収支比率 (ケ) 有形固定資産減価償却率 (コ) 管路経年化率 (ク) 管路更新率	経常収支比率が高い場合でも、有形固定資産減価償却率・管路経年化率が高い、管路更新率が低い場合には、(計画的に長寿命化している場合でなければ、) 必要な更新投資を先送りにしている可能性があるため、老朽化対策等、投資のあり方について検討する必要がある
経営の健全性・効率性	
(ア) 経常収支比率 (イ) 累積欠損金比率	経常収支比率が 100%以上となっても、累積欠損金比率が高い場合は、引き続き経営改善を図っていく必要がある
(ア) 経常収支比率 (オ) 料金回収率	経常収支比率が高くても、料金回収率が低い場合には、給水収益以外の収入で賄われていることを意味することから、必要に応じて料金の見直しを検討する必要がある
(キ) 施設利用率 (ク) 有収率	施設利用率が高くても、有収率が低水準にある場合、収益につながらないこととなるため、早急な対策が必要である
老朽化の状況	
(コ) 管路経年化率 (ク) 管路更新率	管路経年化率が高い、且つ、管路更新率が低い場合は、管路の更新投資を増やす必要性が高いため、早急な検討が必要である

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の推計

① 推計の方法

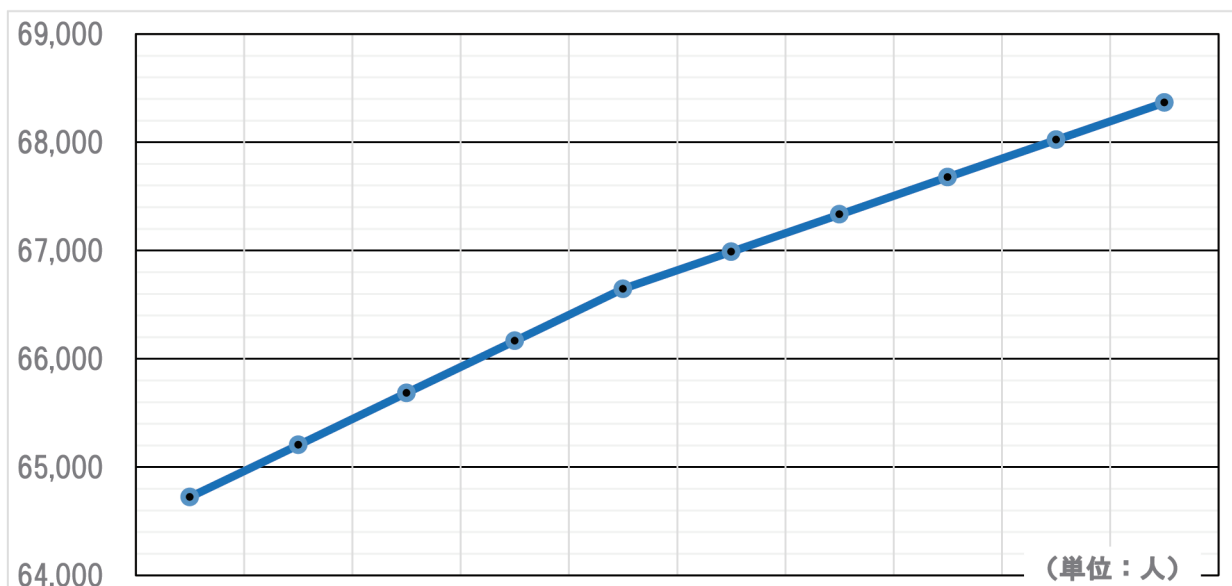
給水人口の予測方法は、本市の人口ビジョンの基礎となっている国立社会保障・人口問題研究所が作成した「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 2018 年）推計」から、本市の令和 2 年、令和 7 年及び令和 12 年推計人口を引用し、それをもとに近似曲線によって算出しています。

なお、人口推計は計画期間の令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

② 推計の結果

本市は、県都に隣接するという地理的条件などによる人口の増加、西海岸地区の開発による与根地域への企業参入、埋め立てによる豊崎地域の宅地開発に伴う人口増や企業参入、更には市内全域における新たな市街化区域への編入による市街化地の拡充と都市化に伴い、人口は、平成 25 年度には 60,000 人を超え 10 年前と比較すると、1 割以上増加していることから、推計結果及び本市の給水普及率が 100%であることを鑑みると、令和 12 年度における本市の給水人口は 68,366 人と推計されます。

給 水 人 口 （ 推 計 ）



年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
推計値	64,723	65,203	65,684	66,164	66,645	66,989	67,333	67,678	68,022	68,366

(2) 水需要の推計

① これまでの傾向

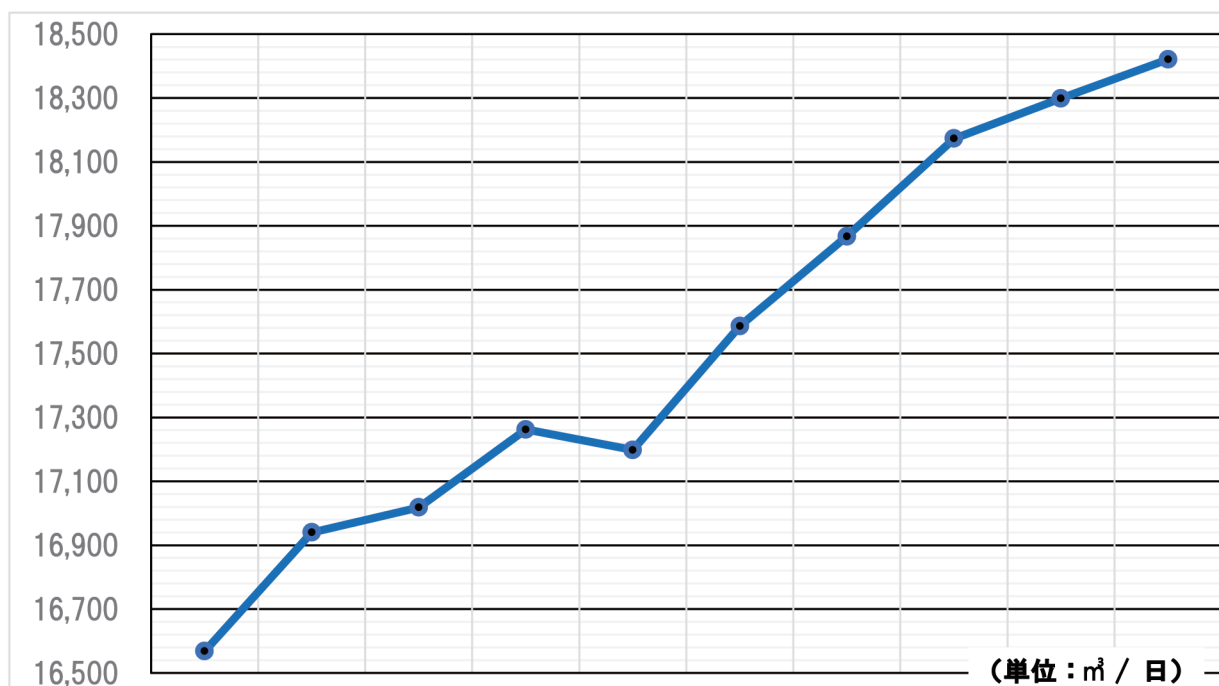
本市では、豊崎地域の住宅地区、商工業地区の発展や豊見城交差点から名嘉地交差点に向けた県道沿線の市街地としての拠点形成、与根西部地区土地区画整理事業による産業振興、市内幹線道路整備に伴う沿線土地利用の高度化に加え、企業誘致や産業振興などによる定着人口の増加が見込まれることから、今後も水需要の増加が予測されます。

これまでの本市の水需要は、住宅地区、商工業地区の拡充に伴う給水地区の拡張に伴う給水人口や事業所の増加等から上昇傾向が続いており、直近10年間（平成22年度～令和元年度）の一日平均配水量で見ても増加傾向にあります。

しかし、一人当たりの一日の使用量を表す「原単位」は、市民の節水式家電の普及等を含む節水型社会の到来により、直近10年間でみると減少傾向が続いています。

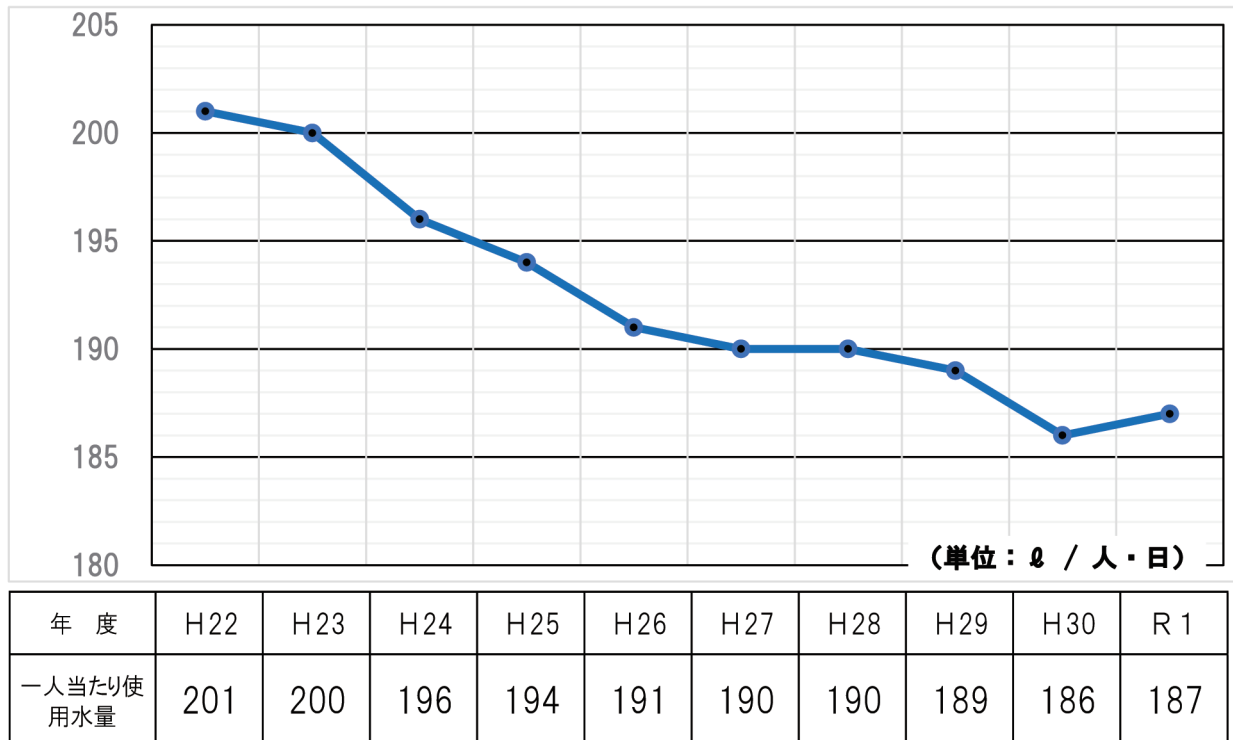
※ 飲料・炊事・風呂・洗濯・トイレ・洗面等、生活用水道水の一人当たり水量を算定したものを「原単位」という

一日平均配水量 実績値



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一日平均配水量	16,568	16,940	17,018	17,262	17,198	17,586	17,867	18,173	18,299	18,421

一日1人当たりの使用水量 実績値



② 今後の推計

今後も豊崎地区の住宅建設、企業立地や県道沿線（豊見城交差点～名嘉地交差点）の市街地としての拠点形成、与根西部地区土地区画整理事業の進展市内幹線道路整備に伴う沿線土地利用の高度化などにより、新規の企業立地や産業振興、定着人口の増加等が見込まれる一方で、節水型社会の更なる進展も予測されることから、給水需要については人口増加率を下回るペースでの上昇傾向に止まるものと予測されます。

これまでの傾向を踏まえて試算すると、計画最終年度となる令和12年度の日当たり平均配水量は22,905 m³/日になることが推計されます。

(3) 水道料金の収入の見通し

水道料金（給水収益）は、今後の人口推計の増加傾向に比例して、料金収入は増加する見込みであり、併せて料金の算定基準の目安となる原価（人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等）、支払利息、維持管理費が緩やかな増加が見込まれると同時に有収水量についても増加が想定されますが、収支均衡が図られた状況にあります。

しかし、計画期間中における社会情勢や経営環境の変化に応じた受益者負担の原則による料金の適正化等、経営基盤の強化に取り組む必要があります。

3. 水道事業の経営基本方針

本市の水道事業は、昭和43年の事業創設認可以来、これまで事業拡張の認可を取得しながら施設整備を行い、市民生活や都市成長化を支え地域の発展に寄与してきました。

その結果、現在は、市民に対して「安全な水の提供」「安定した水の供給」が行われています。

一方で、水道水の安全性や水質等の確保、災害時における安定供給に対する責務など、多様化する市民ニーズに応えるため、水道事業を取り巻く環境は、日々変化し続けている状況にあります。

また、国においても人口減少に伴う給水需要の減少、施設の老朽化、深刻化する人材不足等、直面する課題に対応し水道事業の基盤強化を図るため、水道事業体の「広域連携」や「官民連携」に向けた取り組みが進められています。

このように、水道事業に対する社会的環境が大きく変化する中においても、本市の水道事業が市民の生活を支えるかけがえのない生活基盤の一つとして、「地震や災害に強く、いつでも安心安全な水道水の安定供給」が実現できる各施策を推進し、事業による「投資」と投資に対する「財源」を確保するため、それぞれの試算や現状の評価、分析を踏まえた具体的な経営指針として、今回新たに「経営戦略」を策定し、これに基づく事業経営を重点的、段階的に実施していく方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たって

今回の「経営戦略」の策定にあたり、本市の水道事業における今後の「投資試算・財源試算」を行ったところ、現在の経営をそのまま継続した場合においても、事業収支の均衡は保たれるものと予測しております。

しかしながら、現状で行っている下水道事業会計への財源補てん等、他会計貸付金の支出が今後も継続的にされることは、水道事業会計そのものの内部留保金（現金）が減少し、将来の施設更新等に備えた財源の確保、災害時における緊急時の備え、更には水道事業と下水道事業という利益還元の負担公平性の意味合いからも、水道事業会計への影響が極めて大きくなり、内部留保金をこれ以上減少させることなく維持向上を図っていく必要があります。

(2) 投資・財政計画（収支計画）

【資料：P60～P61 様式第2号「投資・財政計画（収支計画）」】

① 収支計画のうち「投資目標」に関する事項について

経営基本方針により、施設の効率的な整備を進めながら、経営戦略期間の令和3年度から令和12年度の10年間において、投資試算を行った結果、約37億円程度の投資を予定しています。

管路の老朽化に伴う管路更新及び施設の整備には多大な投資が必要となります。更新事業は収益増には直接結びつきものではありませんが、老朽化した管路及び施設をそのままにすると漏水などが発生し、利用者に断水などご迷惑をおかけすることを始め、有収率の低下や改修費の支出等の増大にもつながりますので、早急に対応していきます。

② 収支計画のうち、「財源内訳」に関する事項について

水道事業の収入のうち、収益的収入は「市民等からの水道料金」で、資本的収入は「国・県からの補助金」や「企業債（借金）」となります。

水道事業の支出のうち、維持管理費に係る費用は収益的支出となり、基本的に水道料金で主に賄うこととなります。

また、管路、配水池等の固定資産の整備に係る費用は、基本的に投資的な支出となり、資本的収入である国や県の補助金や企業債で主に賄うこととなります。

なお、企業債の償還金は、内部留保資金で賄うことが重要ですので、毎年度純利益を積み立て、次年度以降の償還金に充てる必要があります。

③ 収支計画のうち、「投資的経費以外の経費」に関する事項について

【資料：P71】

職員給与費に関する事項としては、平成29年度組織機構改革により、水道事業、下水道事業を統合して上下水道部が新設され、さらに平成31年度（令和元年度）には、下水道事業が地方公営企業法の全部の適用を受ける企業会計制度が導入されたことと同時に、市長部局で担当していた農業集落排水事業も下水道事業に移管されました。

これにより、経理事務の煩雑化を始め、都市化の進展や人口増に伴う住環境の整備需要の高まりを受け、従来以上に事業経営の高度化・専門化が予測されることから、職員の増員を図る必要がありますが、本経営戦略の策定にあたっては、現在の職員数で算出しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）の策定に反映されない項目の取り組み状況及び今後を検討予定の取り組みの概要

① 投資についての検討状況等

- (ア) 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBO等の導入）
水道事業の経営状況を鑑み、現在は検討していません。
- (イ) 施設、設備の廃止・統合（ダウンサイジング）
「施設利用率」や「負荷率」等の各指標から、現状を維持します。
- (ウ) 施設、設備の合理化（スペックダウン）
「施設利用率」や「負荷率」等の各指標から、現状を維持します。
- (エ) 施設、設備の長寿命化等の投資の平準化
アセットマネジメントを活用した「長寿命化計画」を策定し、見直しを行います。
- (オ) 沖縄県及び事業体（市町村等）との広域化
沖縄県及び関係事業体（市町村等）と連携し、広域化・共同化に向けた検討を進めます。

② 財源確保についての検討状況等

- (ア) 水道料金
当面は、現行の料金体系を維持する予定ですが、今後の経済状況、社会情勢等の状況を勘案しながら検討します。
- (イ) 企業債
新規借入は、企業債残高及び財政指標等を勘案しながら検討します。
- (ウ) 繰入金
地方公営企業法及び総務省が定めた公営企業会計への繰出金の基準に基づき、一般会計からの繰入金を受け入れ、公営企業会計の健全経営を行います。

(エ) 資産の有効活用等による収入増加への取り組み

遊休資産においては、売却等による収入の増加を検討するとともに、既存の固定資産等については、より有利な収入に繋がる活用の可能性について検討します。

第 3 章

下水道事業 経営戦略 (公共下水道事業)

第3章 下水道事業（公共下水道事業）経営戦略

1. 事業概要

(1) 事業の現況（令和2年3月末現在）

① 下水道（公共下水道事業）

供 用 開 始	昭和60年（1985年）
法 の 適 用 状 況	地方公営企業法 適用（H31）
行 政 区 域 面 積	1,919.0 ha
全 体 計 画 面 積	1,065.9 ha
下 水 道 処 理 計 画 面 積	1,065.9 ha
事 業 計 画 面 積	815.5 ha
下 水 道 整 備 済 面 積	563.8 ha
計 画 面 積 整 備 率	52.9 %
認 可 面 積 整 備 率	69.1 %
下 水 道 処 理 計 画 人 口	65,800 人
行 政 区 域 人 口	64,561 人
計 画 区 域 内 人 口	60,416 人
下 水 道 整 備 済 人 口	46,798 人
利 用 人 口	41,098 人
処 理 区 域 内 人 口 密 度	83.0 人/ha
人 口 普 及 率	72.5 %
接 続 率	87.8 %

② 施 設

処 理 施 設 の 数	市独自の施設は保有しておらず、 県管理の中部流域下水道に接続	
流域下水道への接続	有（中部流域下水道南風原幹線に接続）	
中 継 ポ ン プ 場 施 設 (建設年度)	伊良波汚水中継ポンプ場 （H13） 処理面積 14.70 a (アール) 処理能力 14.00 m ³ /分 処 理 量 11.39 m ³ /分	
	渡橋名汚水中継ポンプ場 （H13） 処理面積 11.10 a (アール) 処理能力 5.40 m ³ /分 処 理 量 4.23 m ³ /分	
汚 水 排 除 方 式	分流式（汚水と雨水を別の管渠で処理）	
汚 水 処 理 実 施 状 況	広 域 化	無
	共 同 化	無
	最 適 化	無

※ 「広域化」とは、
一部事務組合による事業実施、他自治体との事業統合、流域下水道等への接続をいう

※ 「共同化」とは、
複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏 に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）をいう

※ 「最適化」とは、
○ 他の事業との統廃合
○ 公共下水道・集落排水、浄化槽等の各種の処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）
○ 施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）をいう

下水道事業の仕組みは、家庭や事業所などからながされた汚水を、下水道管を通して下水処理場まで送り、そこで汚水処理を行い環境への負荷を少なくしてうえで海などへ放流しています。

市内で発生する全ての下水（汚水）は、国場川を超えて県が管理する中部流域下水道幹線に接続され、最終的には那覇市安謝にある沖縄県那覇浄化センターへと送られ浄水処理されます。

中継ポンプ場の役割は、県道7号線を境に本市の西側地域の下水（汚水）をポンプにより押し上げ、自然流下により真玉橋方面へ流すための役割を担っています。



伊良波汚水中継ポンプ場（伊良波 677-9）



渡橋名汚水中継ポンプ場（渡橋名 289-9）

④ 下水道使用料

家庭用の下水道使用料（下水道条例第 21 条）

（税抜き）

基本使用料金	10 m ³ 以下	520 円
超過使用料金 （1 m ³ 当たり）	10 m ³ 以上 30 m ³ 以下	70 円
	30 m ³ 以上 50 m ³ 以下	80 円
	50 m ³ 以上 100 m ³ 以下	100 円
	100 m ³ 以上 300 m ³ 以下	120 円
	300 m ³ 以上 500 m ³ 以下	145 円
	500 m ³ 以上	150 円

※ 業務用等の使用料は、別に定めていません

※ 下水道使用料は、水道使用量を参考に料金を算定しています。

※ 下水道条例第 21 条（使用料の算定）で定める使用料の額は、平成 17 年度以降改定されていない。

<参考> 条例に基づいた算定額（平均使用量 20 m³/世帯）

年 度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
下水道使用料	1,220 円	1,220 円	1,220 円

※ 県内 11 市の平均使用料：1,340 円（20 m³/世帯で算定）

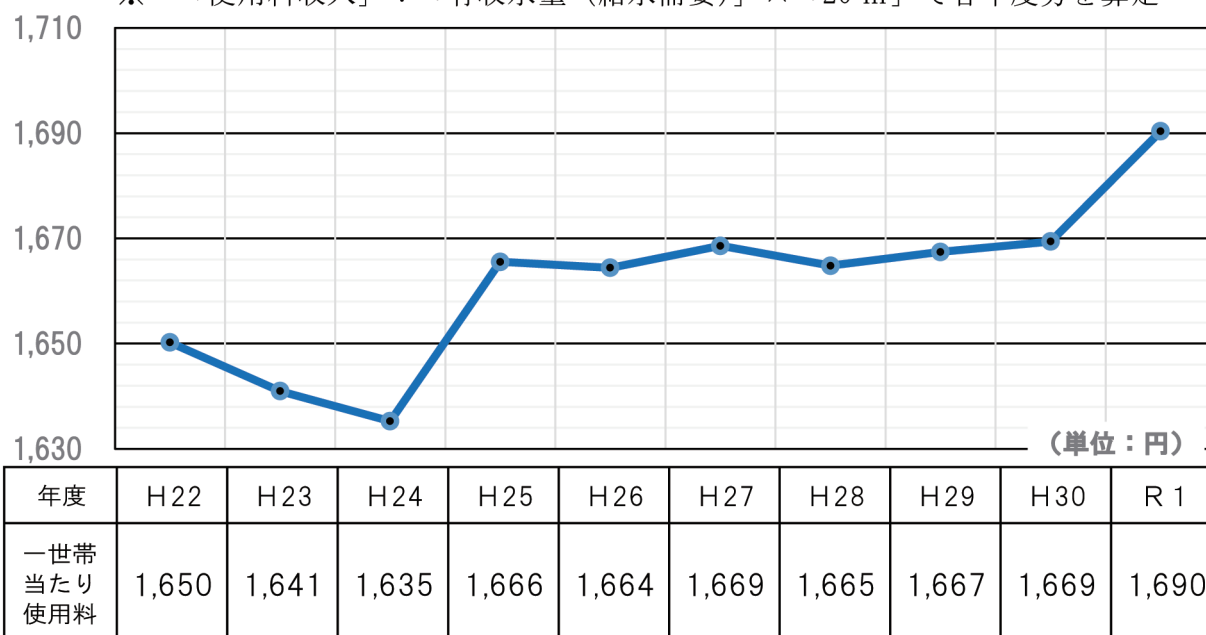
<参考> 水道料金と下水道使用料の試算額

水道水使用量	水道料金 (A)	下水道使用料 (B)	合 計 (A)+(B)
9 m ³	1,385 円	520 円	1,905 円
10 m ³	1,570 円	520 円	2,090 円
15 m ³	2,495 円	870 円	3,265 円
20 m ³	3,420 円	1,220 円	4,640 円
25 m ³	4,545 円	1,570 円	6,115 円
30 m ³	5,670 円	1,920 円	7,590 円

<参考> 下水道使用料調定額と有収水量での算定額

※ 1世帯の平均使用量を 20 m³/月として算定

※ 「使用料収入」÷「有収水量（給水需要）」×「20 m³」で各年度分を算定



(2) 民間活用、資産運用等の取り組み

民間事業所等の活用として、市内2ヵ所にある汚水中継ポンプ場の管理を民間業者への業務委託により維持管理を行っていますが、指定管理制度、PPP・PFI制度等を活用した民間委託は行っていません。

また、資産運用したエネルギー利用（下水道の処理過程で生じる資源等）や土地や建物等の固定資産を活用しての収入増加に繋がる取り組みについても検討しなければなりません。

(3) 経営比較分析表を活用した経営分析（令和元年度決算）

【資料：P58 総務省作成の経営比較分析表】

① 経営の健全性・効率性について

(ア) 収益的収支比率は、料金収入や一般会計繰入金等の総収益で、総費用に地方債の元利償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、数値基準は100%以上である。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となる必要がある。

本市は105.62%と全国平均値(108.07%)及び類似団体平均値(107.34%)を下回り、指標基準は上回っているが、水道事業会計からの借入金に依存した経営状況となっており、使用料の適正化及び費用削減について、検討する必要があります。

- (イ) 累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標で、数値基準は0.00%である。当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0.00%であることが求められる。

本市は0.00%と全国平均値(3.09%)及び類似団体平均値(0.00%)を下回っていることから、経営が健全な状況にあります。

- (ウ) 流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、数値基準は100%である。当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対し、支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが求められる。

本市は62.49%と全国平均値(69.54%)及び類似団体平均値(35.20%)、指標基準を大きく下回っていることから、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っていないことから、支払い能力を高めるため使用料の適正化及び費用削減について検討する必要があります。

- (エ) 企業債残高対事業規模比率は、料金収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標で、明確な数値基準はありません。

本市は1,366.87%と全国平均値(682.51%)及び類似団体平均値(813.96%)を大きく上回っており、企業債に頼った経営を行っていることが伺えることから、使用料の適正化及び必要な投資規模について検討する必要があります。

- (オ) 経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄っているかを表す指標で、使用料水準等を評価することが可能なもので、数値基準は100%以上である。当該指標が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料収入以外の収入により賄われており、適正な使用料を設定するなど、収入の確保及び汚水処理の削減が必要となります。

本市は87.40%と全国平均値(100.34%)及び類似団体平均値(92.08%)、指標基準を大きく下回っており、使用料で賄うべき経費を賄われておらず、使用料の適正化について検討する必要があります。

- (カ) 汚水処理原価は、有収水量(給水需要)1m³あたりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費等の汚水処理に係るコストを表した指標で、明確な数値基準はありません。

本市は 89.49 円と全国平均値 (136.15 円) 及び類似団体平均値 (132.95 円) を大きく下回っており、経営収支の健全化はもとより、令和 2 年 10 月の流域下水道維持管理負担金の単価改定がなされたことから、使用料の適正化について検討する必要があります。

(キ) 施設利用率は、本市は流域下水道処理施設で共同処理おり、処理場を所有していないため該当しません。

(ク) 水洗化率（接続率）は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表す指標で、その数値は 100% であることが望ましい。

本市は 87.82%と全国平均値 (95.35%) 及び類似団体平均値 (95.95%) を大きく下回っており、現在においても整備途上の段階で、人口も増加傾向にあることから、使用料収入の増加のためにも、今後も接続促進に取り組む必要があります。

② 老朽化の状況について

(ケ) 有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化の度合いを示しており、明確な数値基準はないが、一般的には数値 100%に近いほど保有する資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、施設の更新や長寿命化の必要性を推測することができます。

本市は 3.17%と全国平均値 (38.57%) 及び類似団体平均値 (8.55%) を下回っており良好な状況にあります。管渠の老朽化率や管渠改善率などの状況等も踏まえ、今後の対策を分析検討する必要があります。

(コ) 管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化の度合いを示しており、明確な数値基準はないが、一般的には数値が高いほど法定耐用年数を経過した管渠を多く保有していることを示しています。

本市は 0.00%で全国平均値 (5.90%) 及び類似団体平均値 (2.41%) となっており、本市は、供用開始後 30 年余りであるため、管渠の耐用年数 (60 年) を超えるものがないため、当該数値が 0.00%となっています。今後の有形固定資産減価償却率や管渠改善率などの状況等も踏まえ、対策を検討する必要があるとともに、必然的に対応が迫られる時期に備え、

更新や長寿命化等の財源確保や経営に与える影響の分析を行い、老朽化に備えた「長寿命化計画」や「経営戦略」の策定に取り組む必要があります。

- (㊦) 管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を確認することができる指標で、明確な数値基準はありません。

例えば、数値が 1.00% とすると、すべての管路を更新するのに 100 年間かかる更新ペースであることが把握できると言われています。

本市は 0.00% で全国平均値 (0.22%) 及び類似団体平均値 (0.12%) となっておりませんが、本市は、供用開始後 30 年余りであるため、管渠の耐用年数 (60 年) を超えるものがないため、当該数値が 0.00% となっていますが、今後の老朽化に備えた「長寿命化計画」や「経営戦略」の策定に取り組む必要があります。

③ 総括

総務省が作成した経営比較分析表（令和元年度決算）を活用した本市の下水道事業（公共下水道）の経営分析では、経常収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収比率が、全国平均、類似団体平均と比較して下回っており健全な経営状況とはいえず、汚水処理に係る費用を使用料収入で賄えていない状況にあり、水道事業からの借入金に依存した経営となっています。

加えて、流動比率も 100% を下回っており、資金繰りが厳しい状況にあることから「使用料の適正化」及び「費用の削減」等で収支均衡を図り、持続可能な経営を行う必要があります。

<参考>

各指標の組み合わせによる分析の考え方 (総務省)

指 標	分析の考え方
経営の健全性・効率性及び老朽化の状況	
(ア) 収益的収支比率 経常収支比率 (ク) 有形固定資産減価償却率 (コ) 管路老朽化率	有形固定資産減価償却率・管路老朽化率が高く、収益的収支比率等が100%を下回る場合は、施設の老朽化が進んでいるにも関わらず、その更新投資を料金収入だけでは賄えていないため、将来の事業継続に向けて抜本的な対策を要する可能性が高い。
経営の健全性・効率性	
(ア) 収益的収支比率 経常収支比率 (イ) 累積欠損金比率	経常収支比率等が100%以上となっても、累積欠損金比率が高い場合は、引き続き経営改善を図る必要がある
(オ) 経費回収率 (カ) 汚水処理原価	汚水処理原価が高くなれば、経費回収率が低くなり、経営の効率性を低下させる要因となっている。
(ア) 経常収支比率 収益的収支比率 (オ) 経費回収率	経常収支比率等が高くても、経費回収率が低い場合には、料金収入以外の収入で賄われていることを意味することから、必要に応じて料金の見直しを検討する必要がある。
老朽化の状況	
(コ) 管路老朽化率 (サ) 管路改善率	管路老朽化率が高いにも関わらず、管路改善率が低い場合は、更新が進んでいないことが考えられる。

2. 将来の事業環境

(1) 汚水処理人口（利用人口）の推計

① 推計の方法

汚水処理人口の予測方法は、本市の人口ビジョンの基礎となっている国立社会保障・人口問題研究所が作成した「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」から本市の令和2年、令和7年及び令和12年推計人口を引用し、それをもとに近似曲線によって算出しています。

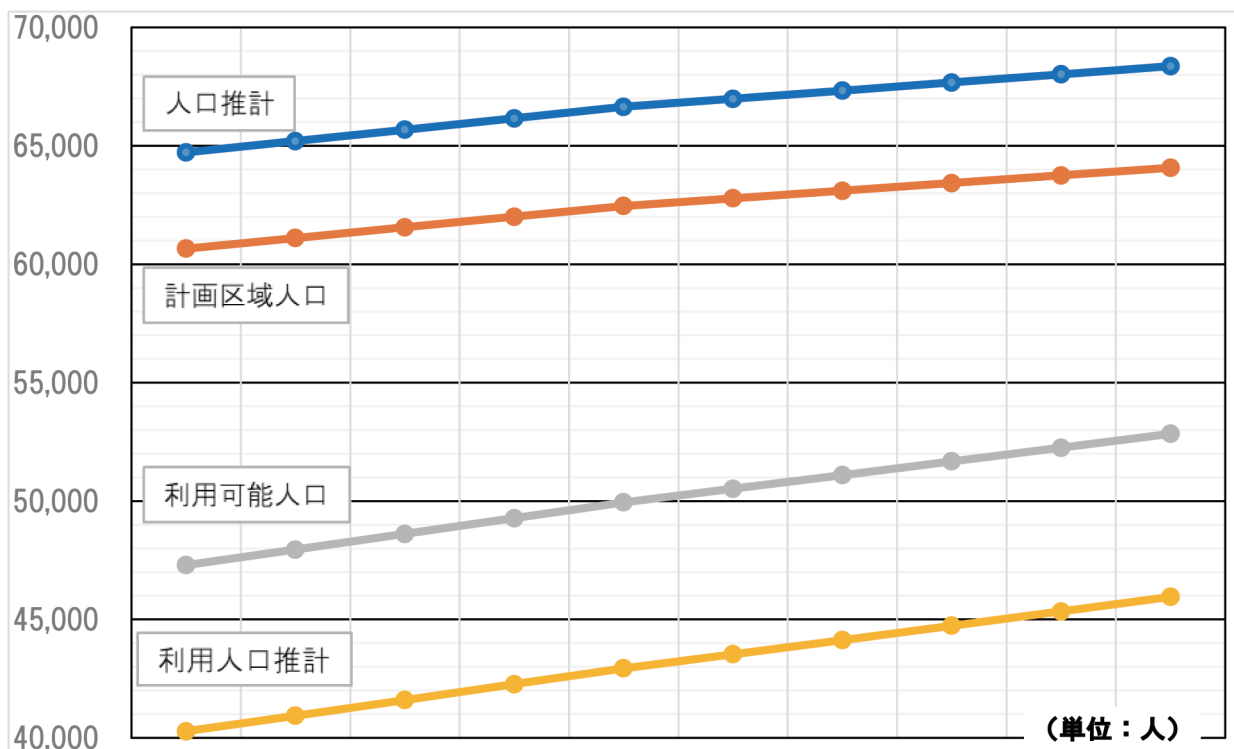
なお、人口推計は計画期間の令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

② 推計の結果

本市は、県都に隣接するという地理的な条件などの影響による人口の自然増加、埋め立てによる豊崎地域の宅地開発に伴う人口増や企業参入、更には市内全域における新たな市街化区域編入による市街地の拡充と都市化に伴う人口増加に比例し、汚水処理人口（利用人口）も増加しており、平成29年度には、汚水処理人口（利用人口）が40,000人を超え、令和元年度には、10年前の平成22年度と比較すると、汚水処理人口（利用人口）が2割以上増加しています。

従って、推計方法として、本市の「計画区域内人口」は「人口推計」と同様に毎年増加傾向にあり、「計画区域内人口」における「利用可能人口」も下水道（公共下水道）整備事業による整備率の上昇によって増加傾向になることが見込まれます。

更に、接続率（水洗化率）は、下水道（公共下水道）整備状況等を鑑み、各年度の伸び率と実績等を踏まえ0.2%程度の増として推計値を見込み、令和12年度における本市の汚水処理人口（利用人口）は45,956人と推計されます。



年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口推計	64,723	65,203	65,684	66,164	66,645	66,989	67,333	67,678	68,022	68,366
計画区域人口	60,658	61,108	61,559	62,009	62,460	62,782	63,104	63,428	63,750	64,073
利用可能人口	47,295	47,952	48,613	49,278	49,949	50,521	51,096	51,675	52,256	52,841
利用人口推計	40,281	40,936	41,598	42,266	42,941	43,534	44,131	44,735	45,343	45,956

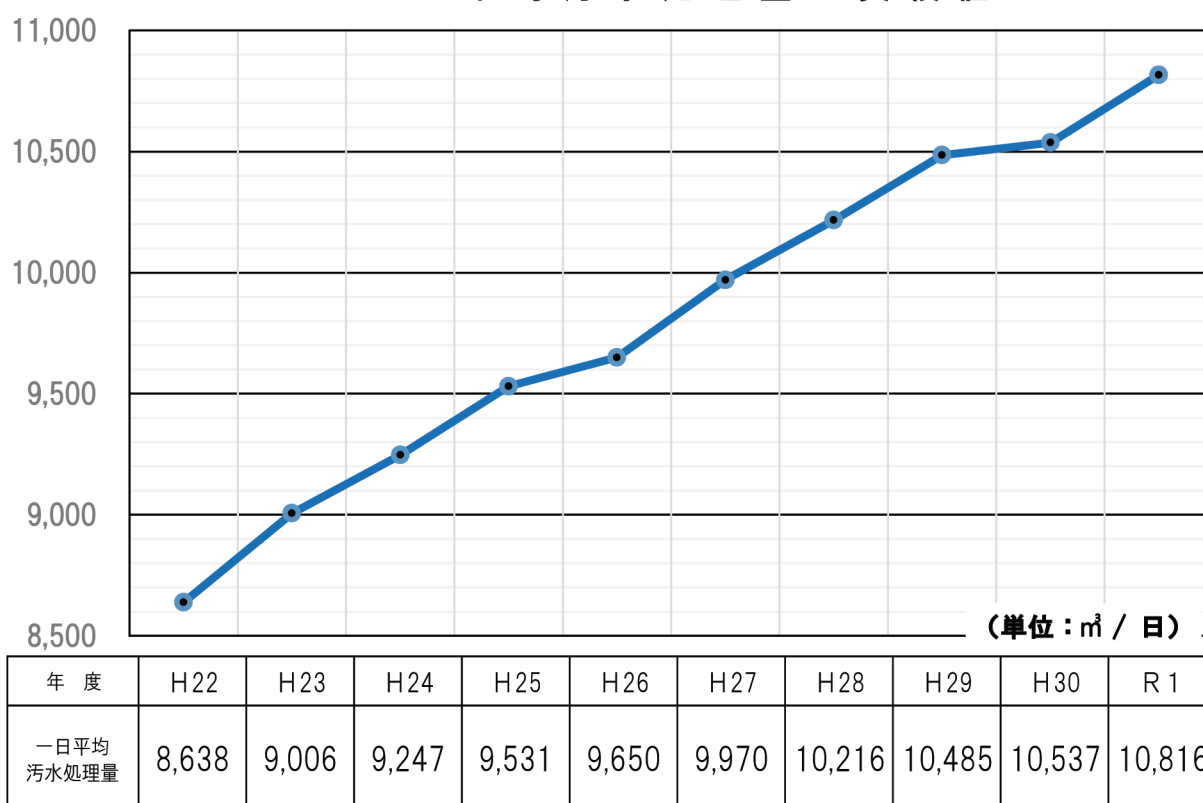
(2) 汚水処理水量の推計

① 今までの傾向

本市では、豊崎地域の住宅地区、商工業地区の発展や豊見城交差点から名嘉地交差点に向けた県道沿線の市街地としての拠点形成、与根西部地区土地区画整理事業による産業振興、市内幹線道路整備に伴う沿線土地利用の高度化に加え、企業誘致や産業振興などによる定着人口の増加が見込まれることから、給水需要の増加見込みと相まって、今後も汚水処理水需要の増加が予測されます。

本市の汚水処理水は、住宅地区、商工業地区の拡充に伴う給水地区の拡張に伴う給水人口及び生活水準の向上などに伴い、給水需要の増加に伴って、汚水処理水需要も上昇し、平成22年度から令和元年度までの過去10年間に於いても、毎年、増加傾向にあります。

一日平均汚水処理量 実績値



② 今後の推計

本市の汚水処理水の需要の特徴として、市内全域における土地利用の高度化と併せて、住宅地区の拡充に伴う人口増、商工業地区の拡充に伴う事業所の増の影響を受けて、有収水量が増加傾向にあることにより、今後も汚水処理水量は増加傾向にあると見込まれますが、一方で節水型社会の更なる進展も予測されることから、「こうした水需要に比例して人口増加率を下回るペースでの上昇傾向に止まる」とものと予測されます。

以上を踏まえると、計画最終年度の令和12年度では、一日平均汚水処理量は12,246 m³/日になると推計されます。

(3) 下水道（公共下水道）使用料の収入の見通し

下水道使用料（営業収益）は、今後も給水需要の増加の影響による汚水処理水量が増加の見込みにあることから、その算出基準となる原価（人件費、動力費、修繕費、減価償却費、支払利息、資産維持費、流域下水道負担金等）が増えることが想定されます。

また、下水道処理計画区域面積（1,065.9 ha）のうち、下水道整備済面積（563.8 ha）で、整備率52.9%であることから、早期の整備促進が求められており、その財源（市負担分）の捻出についても早急に検討する必要があります。

更に、先述のように総務省が作成した経営比較分析表（令和元年度決算）を活用した本市の下水道事業（公共水道）の経営分析においても、全国平均、類似団体平均と比較しても、良好な状態ではないことが指標として表れており、下水道事業（公共下水道）を健全に経営するためにも、独立採算と受益者負担を原則としている公営企業会計においては、「使用料の適正化」を図ることが、喫緊の課題であります。

3. 下水道（公共下水道）事業の経営基本方針

本市の公共下水道事業は、昭和 57 年に事業が着手され、昭和 60 年の供用開始以来、これまで事業拡張による施設整備を行いつつ、市民生活や都市成長を支え地域の発展並びに循環型社会の構築に寄与してまいりました。

しかし、社会情勢の変化や汚水処理人口の増加を要因とする汚水処理需要が益々伸びる一方で、最近では大量更新期の到来に伴う「施設の老朽化」、技術力や技術職員等の不足などの「執行体制の脆弱化」、人口減少に伴う「使用料収入の減少」などといった大きな課題も浮き彫りとなっております。

このように、下水道事業の効率的な事業運営が今後求められる中、平成 30 年 1 月には、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の担当課長連名により『汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について』の要請文書が各都道府県担当部長あてに発出され、汚水処理事業の課題打開のため、全都道府県において令和 4 年度までに「広域化・共同化計画」の策定が求められ、これまでの整備拡張から持続可能な事業運営を主眼においた事業の広域化・共同化・ダウンサイジングなどが求められているところであります。

最近では、公共下水道事業を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、本市の公共下水道事業が今後とも市民生活と都市成長を支えるかけがいのない生活インフラとして、持続的かつ安定的に運営されていくためにも、安定した財源の確保による健全経営を目指す必要があります。

今回の「経営戦略」は、今後の下水道事業のあるべき将来像に向かって施策を推進するためには、相応の「投資」と投資に対する「財源」が必要となるため、それぞれの試算や現状評価分析を踏まえた具体的な経営指針として、新たに策定されたものであり、この「経営戦略」に基づき、事業経営を重点的・段階的に実施していく方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たって

今回の「経営戦略」の策定にあたり、本市の下水道事業（公共下水道事業）における今後の「投資試算・財源試算」を行ったところ、現行の「公共下水道事業」の経営状況では収支均衡が図れておらず、その解消には「農業集落排水事業」も含めた下水道事業会計全体の経営状況としての収支均衡を図り、安定した経営へ改善を着実に進展させるためには、**現行の料金収入の40%以上の増収が必要**とされる試算が示されています。

このような収支のギャップを解消する手法としては、「使用料の値上げ」、「一般会計からの法定外の繰り入れ」、「支出の削減」等が挙げられますが、市民生活に支障を来すことがないように、公営企業会計の基本である「独立採算」と「受益者負担」の原則を踏まえたうえで、「経営戦略」策定の目的でもある「将来にわたり安定的に必要な住民サービスを提供し、維持すること」を鑑み、今後、十分な検証と市民意見等を反映した議論を重ね、公営企業会計の収支均衡を計画期間内の早い時期に図っていく必要があります。

(2) 投資・財政計画（収支計画）

【資料：P62～P65 様式第2号「投資・財政計画（収支計画）」】

① 収支計画のうち、「投資目標」に関する事項について

経営基本方針により、施設の効率的な整備を進めながら、経営戦略期間の令和3年度から令和12年度の10年間において、投資試算を行った結果、約52億円程度の経費の投資を予定しています。

公共下水道処理計画区域を優先的に整備し、拡充を進めると共に、今後の管路等の老朽化に伴う設備更新及び施設の整備には多大な投資が必要となります。

② 収支計画のうち、「財源内訳」に関する事項について

公共下水道事業の収益的収入は、戸建世帯並びに事業所等が公共下水道に接続することによる使用料が主なものであり、今後も引き続き啓発活動を行い、接続率（水洗化率）の向上に努めることが必要です。

また、公共下水道事業を安定的かつ健全に経営していくためにも、「使用料の適正化」を進め、使用料収入の増収を図る必要があります

資本的収入は「国・県の補助金」や「企業債（借金）」が主な内訳となります。

公共下水道事業の支出のうち、維持管理費に係る費用は、収益的支出として、収益的収入である下水道使用料で賄われることとなります。

ポンプ場、管路等の固定資産の整備に係る費用は、投資的な支出として資本的な収入である国や県からの補助金や企業債で賄うこととなります。

なお、企業債の償還金は、内部留保資金で賄うこととなりますので、毎年度の純利益を積み立て、次年度以降の償還に充てる必要があります。

③ 収支計画のうち、「投資的経費以外の経費」に関する事項について

【資料：P71】

職員給与費に関する事項としては、平成29年度組織機構改革により、水道事業、下水道事業を統合して上下水道部が新設され、さらに平成31年度（令和元年度）には、下水道事業が地方公営企業法の全部の適用を受ける企業会計制度が導入されたことと同時に、市長部局で担当していた農業集落排水事業も下水道事業に移管されました。

これにより、経理事務の煩雑化を始め、都市化の進展や人口増に伴う住環境の整備需要の高まりを受け、従来以上に事業経営の高度化・専門化が予測されることから、職員の増員を図る必要がありますが、本経営戦略の策定にあたっては、現在の職員数で算出しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）の策定に反映されない項目の取り組み状況及び今後検討予定の取り組みの概要

① 投資についての検討状況等

(ア) 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBO等の導入）

公共下水道事業の経営状況を鑑み、現在は検討していません。

(イ) 施設、設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

処理場を保有していないことから、取り組みはありません。

(ウ) 施設、設備の合理化（スペックダウン）

処理場を保有していないことから、取り組みはありません。

(エ) 施設、設備の長寿命化等の投資の平準化

アセットマネジメントを活用した「長寿命化計画」の策定を検討中のため、適宜、見直しを行う予定です。

- (オ) 沖縄県及び事業体（市町村等）との広域化
沖縄県及び関連事業体と連携し、広域化・共同化に向けた検討を進める予定です。
- ② 財源確保についての検討状況等
 - (ア) 公共下水道料
公共下水道事業を安定的に経営するためは、「使用料の適正化」を図る必要があることから、下水道使用料の見直しを検討します。
 - (イ) 企業債
新規借入は、企業債残高及び財政指標等を勘案しながら検討します。
 - (ウ) 繰入金
地方公営企業法及び総務省が定めた公営企業会計への繰出金の基準に基づき、一般会計からの繰入金の受け入れを予定しています。
 - (エ) 資産の有効活用等による収入増加への取り組み
遊休資産を所有していないことから、売却による収入増加は見込めないが、既存の固定資産等を活用した収入増加を図ることを検討します。

第 4 章

下水道事業 経営戦略 (農業集落排水事業)

第4章 下水道事業（農業集落排水事業）経営戦略

1. 事業概要

(1) 事業の現況（令和2年3月末現在）

① 下水道事業（農業集落排水事業）

供用開始	平成15年（2003年）
法の適用状況	地方公営企業法適用（H31）
下水道処理計画面積	39.0 ha （豊見城市字保栄茂・翁長地区）
下水道処理計画人口	1,620 人
処理区域内人口密度	47.2 人/ha
下水道整備済面積	39.0 ha
下水道整備済人口	1,842 人
利用可能人口	1,842 人
利用人口	1,286 人
人口普及率	100.0 %
接続率	69.8 %

② 施設

流域下水道への接続	無	
処理場施設 （建設年度）	処理場（H15） 汚水処理面積 20.65 a（アール） 汚水処理能力 0.37 m ³ /分 汚水処理量 0.23 m ³ /分	
汚水排除方式	分流式（汚水と雨水を別の管渠で処理）	
汚水処理実 施状況	広域化	無
	共同化	無
	最適化	無

- ※ 「広域化」とは、
一部事務組合による事業実施、他自治体との事業統合、流域下水道等への接続をいう
- ※ 「共同化」とは、
複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）をいう
- ※ 「最適化」とは、
 - 他の事業との統廃合
 - 公共下水道・集落排水、浄化槽等の各種の処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）
 - 施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）をいう



保栄茂地区集落排水処理施設（字保栄茂 642-1・643-1・644-1）



保栄茂中継ポンプ場（字保栄茂 297-2）



翁長中継ポンプ場（字翁長 146）

③ 使用料

家庭用の使用料

(農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 14 条) (税抜き)

基本使用料金	10 m ³ 以下	520 円
超過使用料金 (1 m ³ 当たり)	10 m ³ を超え 30 m ³ 以下	70 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ 以下	80 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ 以下	100 円
	100 m ³ を超え 300 m ³ 以下	120 円
	300 m ³ を超え 500 m ³ 以下	145 円
	500 m ³ を超えたもの	150 円

- ※ 公共下水道使用料と同じ区分、同じ料金となっています。
- ※ 業務用等の使用料は、別に定めていません
- ※ 使用料金は、水道使用量を参考に料金を算定しています。
- ※ 農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 14 条 (使用料) で定める使用料の額は、平成 17 年度以降改定されていない

<参考> 条例に基づいた算定額 (平均使用量 20 m³/世帯)

年 度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
使 用 料	1,220 円	1,220 円	1,220 円

※ 県内 3 市の平均使用料：1,182 円 (20 m³/世帯で算定)

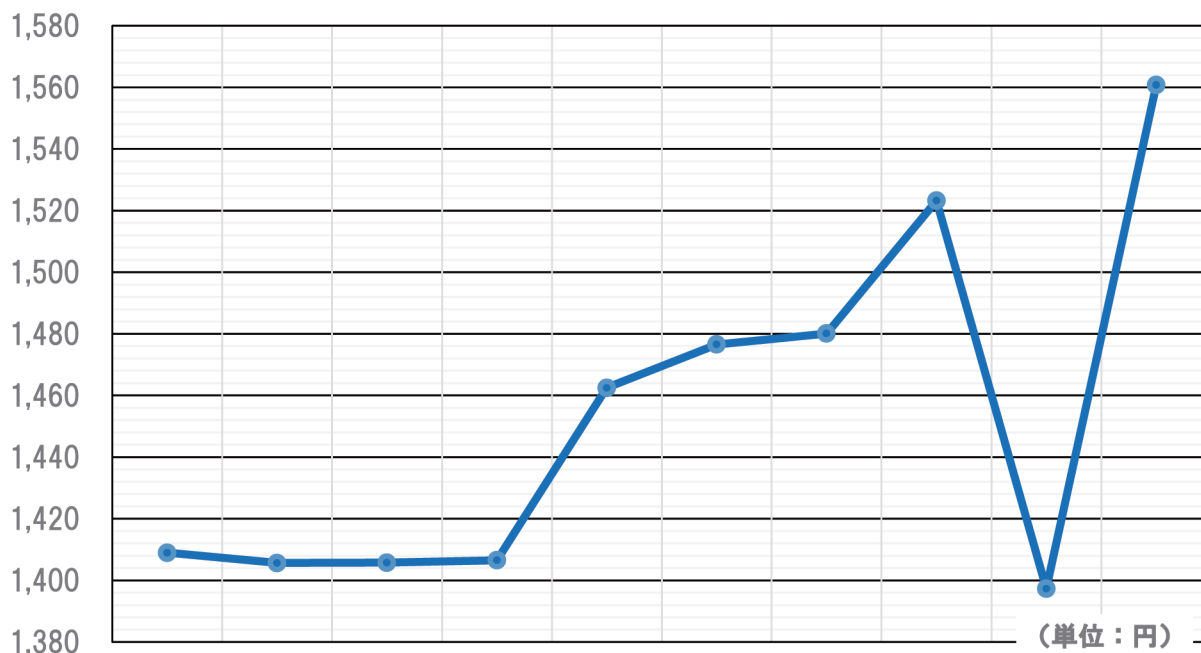
<参考> 水道料金 (家事用) と農業集落排水使用料の試算額

水道水 使用量	水道料金 (A)	農排料金 (B)	合 計 (A)+(B)
9 m ³	1,385 円	520 円	1,905 円
10 m ³	1,570 円	520 円	2,090 円
15 m ³	2,495 円	870 円	3,265 円
20 m ³	3,420 円	1,220 円	4,640 円
25 m ³	4,545 円	1,570 円	6,115 円
30 m ³	5,670 円	1,920 円	7,590 円

<参考> 下水道使用料調定額と有収水量での算定額

※ 1世帯の平均使用量を 20 m³/世帯として算定

※ 「使用料収入」÷「有収水量（給水需要）」×「20 m³」で各年度分を算定



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一世帯当たり使用料	1,409	1,406	1,406	1,407	1,462	1,477	1,480	1,523	1,397	1,561

(2) 民間活用、資産運用等の取り組み

民間事業所等の活用として、処理施設と区域内2ヵ所にある汚水中継ポンプ場の管理を民間業者へ業務委託により維持管理を行っていますが、指定管理制度、PPP・PFI制度等を活用した民間委託は行っていません。

また、資産運用したエネルギー利用（下水道の処理過程で生じる資源等）や土地や建物等の固定資産を活用しての収入増加に繋がる取り組みについても検討しなければなりません。

(3) 経営比較分析表を活用した経営分析（令和元年度決算）

【資料：P59 総務省作成の経営比較分析表】

① 経営の健全性・効率性について

(ア) 収益的収支比率は、料金収入や一般会計繰入金等の総収益で、総費用に地方債の元利償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、数値基準は100%以上である。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となることが必要である。

本市は 79.57%と全国平均値(102.97%)及び類似団体平均値(103.60%)、指標基準を大きく下回っており「赤字」となっていることから、経営の健全性に課題があり、使用料の適正化について検討する必要があります。

- (イ) 累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標で、数値基準は 0.00%である。当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0.00%であることが求められる。

本市は 120.19%と全国平均値(165.48%)及び類似団体平均値(193.99%)を下回っているが指標基準を上回っていることは、累積欠損金(赤字)が発生しており、経営の健全性に課題があり、使用料の適正化について検討する必要があります。

- (ウ) 流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、数値基準は 100%である。当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対し、支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが求められる。

本市は 169.22%と全国平均値(33.84%)及び類似団体平均値(26.99%)を大きく上回っていることから、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っており、短期的な支払い能力については支障がありません。

- (エ) 企業債残高対事業規模比率は、料金収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標で、明確な数値基準はありません。

本市は 1,262.58%と全国平均値(765.47%)及び類似団体平均値(826.83%)を大きく上回っており、企業債に頼った経営を行っていることが伺えることから、使用料の適正化及び必要な投資規模について検討する必要があります。

- (オ) 経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄っているかを表す指標で、使用料水準等を評価することが可能なもので、数値基準は 100%以上である。当該指標が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料収入以外の収入により賄われており、適正な使用料を設定するなど、収入の確保及び汚水処理の削減が必要となります。

本市は 39.66%と全国平均値(59.59%)及び類似団体平均値(57.31%)指標基準を大きく下回っており、使用料で賄うべき経費を賄われておらず、使用料の適正化について検討する必要があります。

- (カ) 汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費等の汚水処理に係るコストを表した指標で、明確な数値基準はありません。

本市は 180.80 円と全国平均値 (257.86 円) 及び類似団体平均値 (273.52 円) を下回っており、適正な費用で経営がなされています。

- (キ) 施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、明確な数値基準はありません。

本市は 106.80%と全国平均値 (51.30%) 及び類似団体平均値 (50.14%) を上回っており、施設の処理能力以上に処理が必要となっていることから、今後、注視する必要があります。

- (ク) 水洗化率（接続率）は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表す指標で、その数値は 100%であることが望ましい。

本市は 69.82%と全国平均値 (86.22%) 及び類似団体平均値 (84.98%) 指標基準を大きく下回っており、現在においても整備途上の段階で、人口も増加傾向にあることから、使用料収入の増加のためにも、今後も接続促進に取り組む必要があります。

② 老朽化の状況について

- (ケ) 有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化の度合いを示しており、明確な数値基準はないが、一般的には数値 100%に近いほど保有する資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、施設の更新や長寿命化の必要性を推測することができます。

本市は 3.92%と全国平均値 (24.97%) 及び類似団体平均値 (23.06%) を下回っており良好な状況にありますが、管渠の老朽化率や管渠改善率などの状況等も踏まえ、今後の対策を検討する必要があります。

- (コ) 管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化の度合いを示しており、明確な数値基準はないが、一般的には数値が高いほど法定耐用年数を経過した管渠を多く保有していることを示しています。

本市は、供用開始後 17 年余りであるため、管渠の耐用年数（60 年）を超えるものがないため、当該数値が 0.00%となっています。今後の有形固定資産減価償却率や管渠改善率などの状況等も踏まえ、対策を検討する必要があるとともに、必然的に対応が迫られる時期に備え、更新や長寿命化等の財源確保や経営に与える影響の分析を行い、老朽化に備えた「長寿命化計画」や「経営戦略」の策定に取り組む必要があります。

(サ) 管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を確認することができる指標で、明確な数値基準はありません。

例えば、数値が 1.00%とすると、すべての管路を更新するのに 100 年間かかる更新ペースであることが把握できると言われています。

本市は 0.00%と全国平均値（0.02%）及び類似団体平均値（0.02%）を下回っておりますが、本市は、供用開始後 15 年余りであるため、管渠の耐用年数（60 年）を超えるものがないため、当該数値が 0.00%となっておりますが、今後の老朽化に備えた「長寿命化計画」や「経営戦略」の策定に取り組む必要があります。

③ 総括

総務省が作成した経営比較分析表（令和元年度決算）を活用した本市の下水道事業（農業集落排水）の経営分析では、経常収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収比率が、全国平均、類似団体平均と比較して下回っており健全な経営状況とはいえず、汚水処理に係る費用を使用料収入で賄っていない状況にあり、持続可能な経営を行うためには「使用料の適正化」を検討する必要があります。

一方、流動比率が 100%を上回り短期的には健全な数値であるものの、管渠、又は処理施設等の整備に係る財源を長期的な債務である企業債・他会計借入金等で財源を措置しているため、将来の企業債の償還、他会計借入金の返済に充てる財源を適正な使用料収入等により賄うことが必要となります。

<参考>

各指標の組み合わせによる分析の考え方 (総務省)

指 標	分析の考え方
経営の健全性・効率性及び老朽化の状況	
(ア) 収益的収支比率 経常収支比率 (ケ) 有形固定資産減価償却率 (コ) 管路老朽化率	有形固定資産減価償却率・管路老朽化率が高く、収益的収支比率等が100%を下回る場合は、施設の老朽化が進んでいるにも関わらず、その更新投資を料金収入だけでは賄えていないため、将来の事業継続に向けて抜本的な対策を要する可能性が高い。
経営の健全性・効率性	
(ア) 収益的収支比率 経常収支比率 (イ) 累積欠損金比率	経常収支比率等が100%以上となっても、累積欠損金比率が高い場合は、引き続き経営改善を図る必要がある
(オ) 経費回収率 (カ) 汚水処理原価	汚水処理原価が高くなれば、経費回収率が低くなり、経営の効率性を低下させる要因となっている。
(ア) 経常収支比率 収益的収支比率 (オ) 経費回収率	経常収支比率等が高くて、経費回収率が低い場合には、料金収入以外の収入で賄われていることを意味することから、必要に応じて料金の見直しを検討する必要がある。
老朽化の状況	
(コ) 管路老朽化率 (サ) 管路改善率	管路老朽化率が高いにも関わらず、管路改善率が低い場合は、更新が進んでいないことが考えられる。

2. 将来の事業環境

(1) 汚水処理人口（利用人口）の推計

① 推計の方法

汚水処理人口の予測方法は、本市の人口ビジョンの基礎となっている国立社会保障・人口問題研究所が作成した「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」から本市の令和2年、令和7年及び令和12年推計人口を引用し、それをもとに近似曲線によって算出しています。

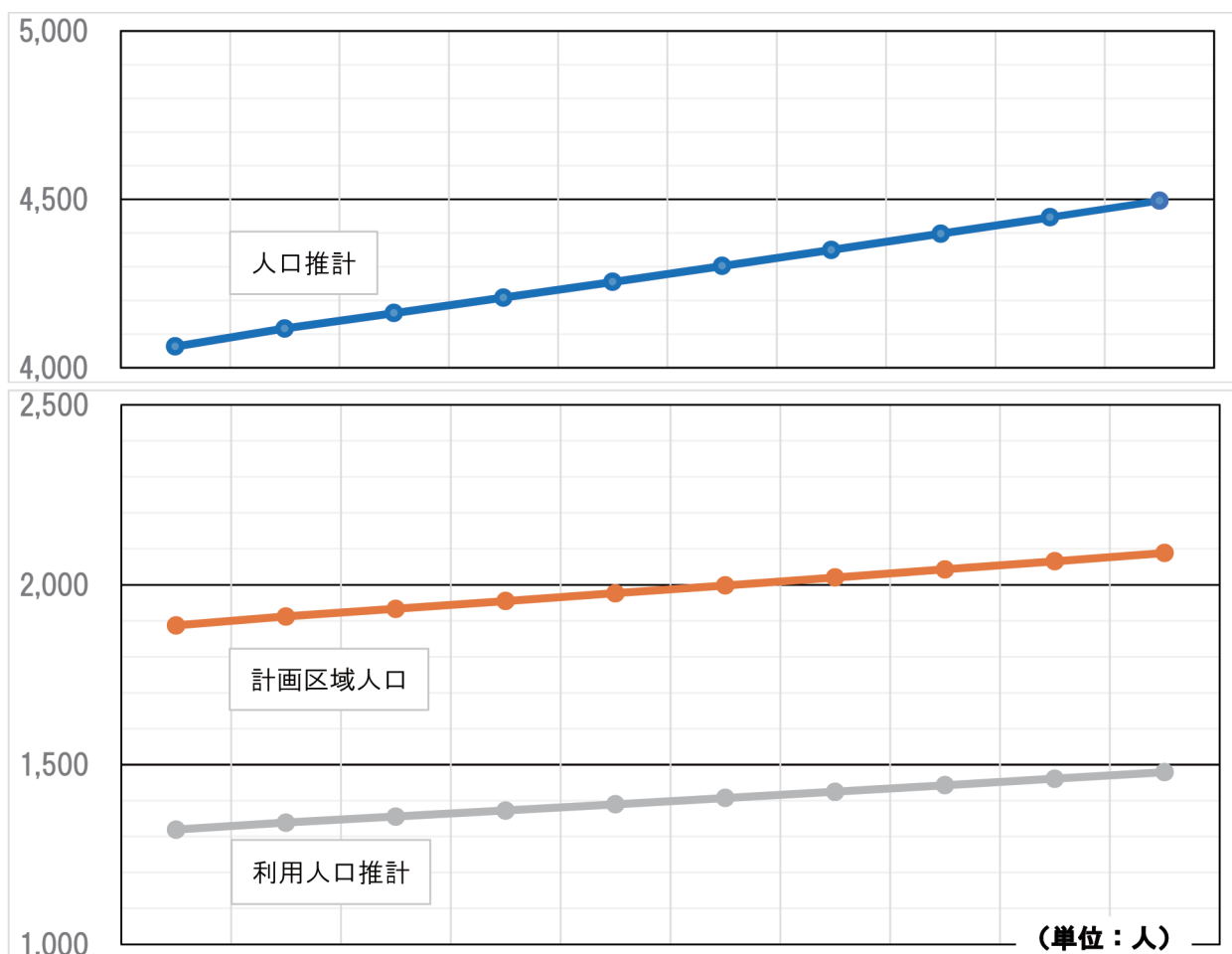
なお、人口推計（保栄茂・翁長地区）は、計画期間の令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

② 推計の結果

保栄茂・翁長地区は、本市の地理的条件などの影響による人口の増加の見込みと比例し、宅地開発や地区外からの人口流入が顕著となるなど、区域内人口も増加しており、令和元年度には、汚水処理人口（利用人口）が1,200人を超え、令和元年度には、5年前の平成26年度と比較すると、4割以上増加しています。

従って、推計方法として、同地区の「計画区域内人口」は「人口推計」と同様に毎年増加傾向にあり、「計画区域内人口」における「利用可能人口」も整備面積の拡大や区域内での戸建て住宅、集合住宅の建築等によって増加傾向になることが見込まれます。

更に、接続率（水洗化率）、下水道事業（農業集落排水）整備状況等を鑑み、各年度の伸び率を0.1%程度の増として推計値を見込み、令和12年度における本市の汚水処理人口（利用人口）は1,479人と推計されます。



年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口推計	4,063	4,117	4,162	4,208	4,255	4,302	4,350	4,398	4,447	4,496
計画区域人口	1,887	1,912	1,933	1,955	1,976	1,998	2,020	2,043	2,065	2,088
利用人口推計	1,319	1,339	1,355	1,372	1,390	1,407	1,425	1,442	1,460	1,479

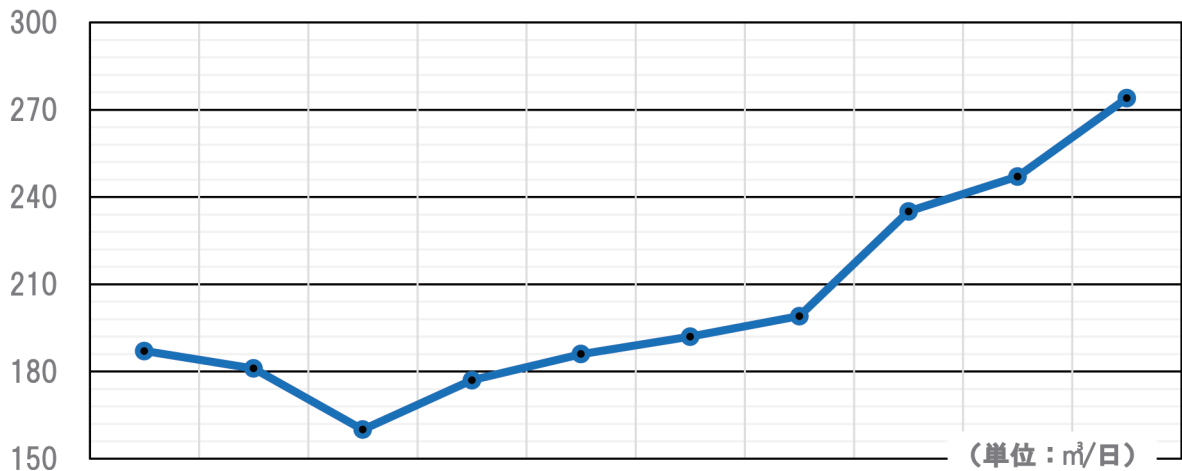
(2) 汚水処理水需要の推計

① 今までの傾向

保栄茂・翁長地区では、人口の増加等による給水人口の増に伴い、有収水量（使用水量）の増加の影響により、汚水処理量も上昇し続け、平成22年度から平成30年度までは、毎年、増加傾向が続いています。

しかし、令和元年度は、一旦微減の状況が見られますが、節水型社会の進展に伴う影響によるものと推測しています。

一日平均汚水処理量 実績値



年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
一日平均汚水処理量	187	181	160	177	186	192	199	235	247	274

② 今後の推計

保栄茂・翁長地区の汚水処理水の需要の特徴として、区域内全域における土地利用の高度化と併せて、住宅地区の拡充に伴う人口増や事業所増の影響を受けて、給水需要が増加傾向にあることにより、今後も汚水処理水量は増加傾向にあると見込まれますが、一方で節水型社会の更なる進展も予測されることから、「こうした水需要に比例して人口増加率を下回るペースでの上昇傾向に止まる」ものと予測されます。

以上を踏まえると、計画最終年度の令和12年度では、一日平均汚水処理量は326 m³/日になると推計されます。

(3) 下水道（農業集落排水）使用料金の収入の見通し

下水道使用料（営業収益）は、今後も給水需要の増加の影響による汚水処理水量が増加の見込みにあることから、その算出基準となる原価（人件費、動力費、修繕費、減価償却費、支払利息、資産維持費等）が増えることが想定されます。

更に、先述のように総務省が作成した経営比較分析表（令和元年度決算）を活用した本市の下水道事業（農業集落排水）の経営分析においても、全国平均、類似団体平均と比較しても、経営状況は良好な状態ではないことが指標として表れており、下水道事業（農業集落排水）を健全に経営するためにも、独立採算と受益者負担を原則としている公営企業会計においては、「使用料の適正化」を図ることが、喫緊の課題であります。

3. 下水道事業（農業集落排水）の経営基本方針

本市の下水道事業（農業集落排水）は、平成9年に保栄茂・翁長地区を事業対象区域として事業に着手し、平成15年の供用開始以来、これまで事業拡張による施設整備を行いつつ、区域内住民の生活環境の向上と併せ、処理水の農業用水への利用を通じて地域農業の振興発展に寄与してきました。

最近では、社会情勢や就業構造の変化に伴い、事業対象区域である保栄茂・翁長地区の状況も農家の減少や土地利用の改変とともに、宅地開発や地区外からの人口流入が増加するなど、都市化の波が顕著となり、農業集落排水事業を取り巻く環境も大きく変化しておりますが、今後とも、地域住民の暮らしと環境を支える基本的な生活インフラとして、安定した財源確保による健全経営を目指す必要があります。

また、区域内における汚水処理の持続的発展を期するため、農業集落排水事業取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、平成30年1月には、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の担当課長連名により『汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について』の要請文書が各都道府県担当部長あてに発出され、汚水処理事業の課題打開のため、全都道府県において令和4年度までに「広域化・共同化計画」の策定が求められ、これまでの整備拡張から持続可能な事業運営を主眼においた事業の広域化・共同化・ダウンサイジングなどが求められているところであり、財源の安定確保や施設管理維持の観点からも、将来的には「公共下水道事業」への接続に転換していく検討も地域と十分協議を行いながら検討していく必要があります。

更に、公共下水道への接続検討と併せて課題になる処理水の農業用水利用をめぐる対応も、地域や関係部署とも連携を図って解決していく必要があると考えられます。

今回の「経営戦略」は、今後の農業集落排水事業のあるべき将来像に向かって施策を推進するためには、相応の「投資」と投資に対する「財源」が必要となるため、それぞれの試算や現状評価分析を踏まえた具体的な経営指針として、新たに策定されたものであり、この「経営戦略」に基づき、事業経営を重点的・段階的に実施していく方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たって

今回の「経営戦略」の策定にあたり、本市の下水道事業（農業集落排水事業）における今後の「投資試算・財源試算」を行ったところ、現行の「農業集

落排水事業」の経営状況では収支均衡が図れておらず、その解消には「公共下水道事業」も含めた下水道事業会計全体の経営状況としての収支均衡を図り、安定した経営へ改善を着実に進展させるためには、**現行の料金収入の40%以上の増収が必要**とされる試算が示されています。

このような収支のギャップを解消する手法としては、「使用料の値上げ」、「一般会計からの基準外の繰り入れ」、「支出の削減」等が挙げられますが、市民生活に支障を来すことがないように、公営企業会計の基本である「独立採算」と「受益者負担」の原則を踏まえ、たうえで、「経営戦略」策定の目的でもある「将来にわたり安定的に必要な住民サービスを提供し、維持すること」を鑑み、今後、十分な検証と市民意見等を反映した議論を重ね、公営企業会計の収支均衡を計画期間内の早い時期に図っていく必要があります。

(2) 投資・財政計画（収支計画）

【資料：P66～ P69 様式第2号「投資・財政計画（収支計画）」】

① 収支計画のうち、「投資目標」に関する事項について

施設の効率的な整備を進めながら、経営戦略期間の令和3年度から令和12年度の10年間において、投資試算を行った結果、約1.3億円程度の経費の投資を予定しています。

農業集落排水処理計画区域内における整備拡充を行い、接続促進を進める必要があります。また、農業集落排水処理区域内における管路、施設等の耐用年数に関しては、計画期間内において超過する状況では無いものの、いずれ到来する老朽化、更新に要する経費等、今後の公営企業会計の安定的な運営及び施設の整備に向けた投資が必要となります。

② 収支計画のうち、「財源内訳」に関する事項について

農業集落排水事業の収益的収入は、区域内の世帯（戸建等）が農業集落排水への排水設備を接続することによる使用料が主なものであり、今後も引き続き啓発活動を行い、接続率（水洗化率）の向上に努めることが必要です。

また、農業集落排水事業を安定的かつ健全に経営していくためにも、「使用料の適正化」を進め、使用料収入の増収を図る必要があります。

資本的収入は「国・県の補助金」や「企業債（借金）」が主な内訳となります。

農業集落排水事業の支出のうち、維持管理費に係る費用は、収益的支出として、収益的収入である下水道使用料で賄われることとなります。

ポンプ場、管路等の固定資産の整備に係る費用は、投資的な支出として資本的な収入である国や県からの補助金や企業債で賄うこととなります。

なお、企業債の償還金は、内部留保資金で賄うこととなりますので、毎年度の純利益を積み立て、次年度以降の償還に充てる必要があります。

③ 収支計画のうち、「投資的経費以外の経費」に関する事項について

【資料：P72】

職員給与費に関する事項としては、平成29年度組織機構改革により、水道事業、下水道事業を統合して上下水道部が新設され、さらに平成31年度（令和元年度）には、下水道事業が地方公営企業法の全部の適用を受ける企業会計制度が導入されたことと同時に、市長部局で担当していた農業集落排水事業も下水道事業に移管されました。

これにより、経理事務の煩雑化を始め、都市化の進展や人口増に伴う住環境の整備需要の高まりを受け、従来以上に事業経営の高度化・専門化が予測されることから、職員の増員を図る必要がありますが、本経営戦略の策定にあたっては、現在の職員数で算出しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）の策定に反映されない項目の取り組み状況及び今後を検討予定の取り組みの概要

① 投資についての検討状況等

(ア) 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBO等の導入）

現在は、検討していません。

(イ) 施設、設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

将来的には、公共下水道への接続転換を検討していきます。

(ウ) 施設、設備の合理化（スペックダウン）

将来的には、公共下水道への接続転換を検討していきます。

(エ) 施設、設備の長寿命化等の投資の平準化

アセットマネジメントを活用した「長寿命化計画」の策定を検討中のため、適宜、見直しを行う予定ですが、将来の公共下水道への接続転換も含めて検討していく必要があります。

(カ) 沖縄県及び事業体（市町村等）との広域化・共同化
沖縄県及び関連事業体と連携し、公共下水道への接続を含め広域化に向けた検討を進める予定です。

② 財源確保についての検討状況等

(ア) 農業集落排水使用料金

農業集落排水事業を安定的に経営するためには「使用料の適正化」を図る必要があることから、使用料の見直しを検討します

(イ) 企業債

企業債残高及び財政指標等を勘案し、新規借入については、適宜判断します。

(ウ) 繰入金

地方公営企業法及び総務省が定めた公営企業会計への繰出金の基準に基づき、一般会計からの繰入金を受け入れ、公営企業会計の健全経営を行います。

(エ) 資産の有効活用等による収入増加への取り組み

遊休資産を所有していないことから、売却による収入増加は見込めませんが、既存の固定資産等を活用した収入増加を図ることを検討します。

③ その他

将来の農業集落排水事業を取り巻く社会情勢が大きく変化する中において、政府が平成30年1月17日付けで、汚水処理関係4省の担当課長連名により、各都道府県担当部長宛に『汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について』の依頼文書を発出したことから、今後、全都道府県において「広域化・共同化計画」が策定されることに伴い、その計画の中で公共下水道への接続の検討とあわせて課題となる処理水の農業用水利用の廃止に関しても地域や農業関係部署とも十分協議を行う必要があります。

第 5 章

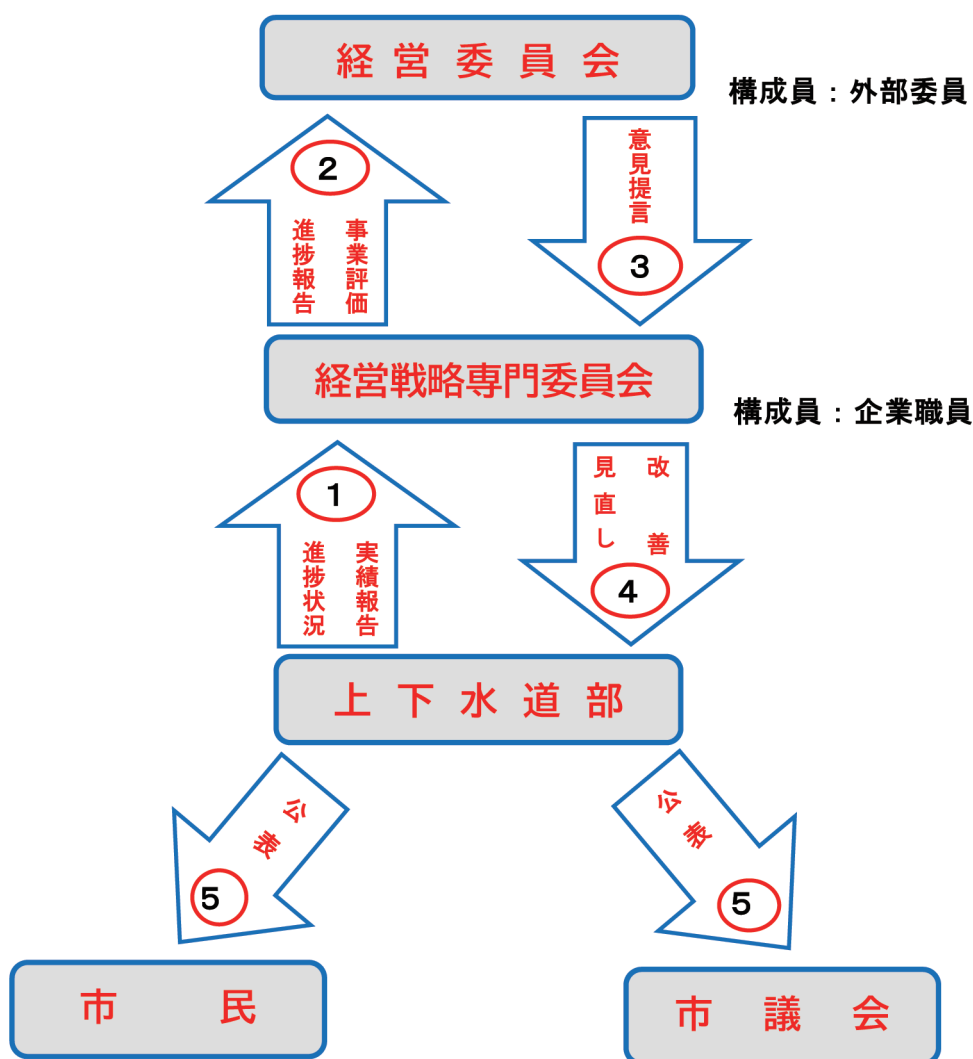
経営戦略のフォローアップ

第5章 経営戦略のフォローアップ

1. 経営戦略の推進体制について

今回策定した「経営戦略」は、本市が公営企業事業として運営する水道事業、下水道事業（公共下水道・農業集落排水）の経営基盤の強化を図り、市民サービスの向上を目的に策定した長期的な計画（令和3年度～令和12年度）となっています。

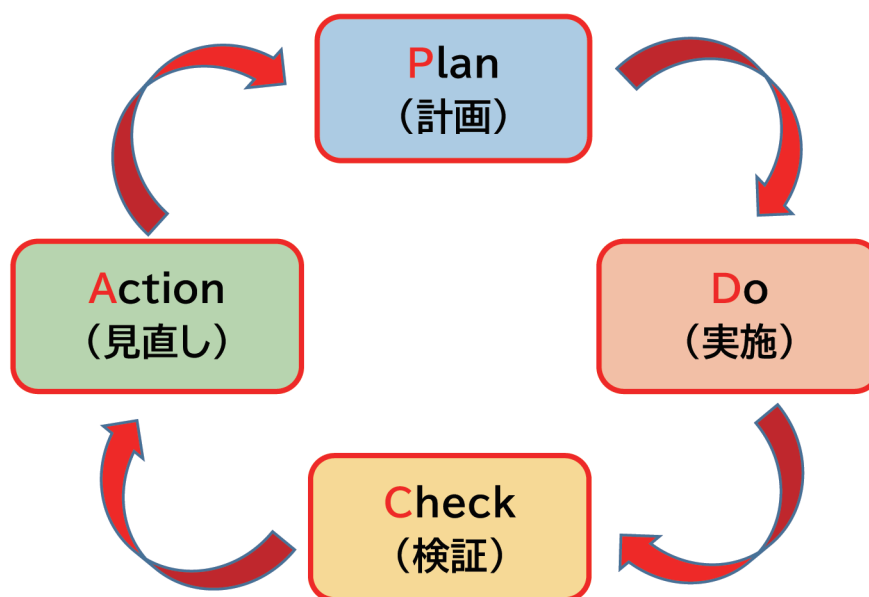
この経営戦略を着実に推進するためには、市民の意見等を広く聴き、公営企業の経営に反映させることを目的として、外部委員で構成する「豊見城市上下水道事業経営委員会」を設置すると共に、事務事業の進捗状況と将来計画を確認する内部組織として、企業職員で構成する「経営戦略専門委員会」を設置して、毎年度の事業評価及び必要に応じて経営戦略の見直しの策定を行い、将来に向けた改善点や方向性を示すなど「経営戦略」の事後検証や進捗確認を図ることを目的に毎年度「経営委員会」を開催します。



2. 経営戦略の進捗管理について

経営戦略を推進するにあたり、社会経済情勢の変化や法令、制度の改正などの外的な影響の変化を踏まえ、公営企業会計の経営が不安定にならないよう、定期的に進捗状況を確認し、公営企業会計が安定した経営を長期的に継続する必要があります。

そのため、経営戦略を着実に推進する手法として「PDCAサイクル」を活用した進捗管理を行います。



Plan (計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資と財政の均衡を図り、中長期経営の観点で策定 ・効果的、効率的な組織改革及び職員配置 ・長期計画の策定による経営見直し（経営の健全化）
Do (実行)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画内容の実施 ・事業の進捗状況を管理できる体制の構築 ・市民、議会への適切な情報開示
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果、実施結果の事後検証 ・計画と実績の差異の分析 ・達成状況の適切な評価
Action (改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の優先度や施策の進捗状況等の確認、投資・財政計画の見直し、経営資源の適正化、職員の育成の実施 ・事業環境の変化に則した計画の変更、施策の変更及び追加

3. 公営企業会計の健全運営を目指して

本市の公営企業は、水道事業・下水道事業（公共下水道・農業集落排水）において実施しており、地方公営企業法第 17 条の 2 に基づく「独立採算」を前提とした事業経営を行うとともに、市民生活のライフラインである上下水道事業の安定したサービスを持続的に提供していかなければなりません。

そのためには、例えば 1 年間で得た適正な使用料金等により純利益を上げ、管路・管渠の新たな整備及び更新、ポンプ処理場等の施設更新等、インフラ整備に要するために借り入れた企業債の元利償還金を含めた経費を賄う必要があります。

本計画は、本市の特徴となっている、県都隣接というに地理的条件などの影響による人口の増加、豊崎地域などにおける宅地開発に伴う人口増加や企業参入、更には、市内全域における新たな市街化地区への編入に伴う市街化区域の拡充による人口増加などを前提としたものであります。

水道事業については、今後、事業費が増加することが見込まれますが、企業債を適正に活用することにより、必要な施設整備を進めることができ、現在の使用料収入で事業を健全に経営することが可能であることが見込まれます。

下水道事業については、市街化区域の拡充と都市化の影響により、早急な下水道整備の増加が見込まれますが、その財源は、国庫補助金や企業債を活用して捻出することになり、その維持管理費用や企業債の元利償還金などは、使用料により賄わなければなりません。しかしながら本市の下水道事業の現状は、水道事業からの借り入れにより財源を補填して経営を行うなど、大変厳しい経営状況にあり、それを賄う財源としては、平成 17 年度以降、改定を行っていない下水道使用料を適正水準へ改定し、「独立採算」と「受益者負担」の原則による健全な経営を行う必要があります。

公営企業である水道事業及び下水道事業（公共下水道・農業集落排水）が、将来にわたり市民の安全安心なライフラインとして健全に経営するため、今後、「毎年度の進捗管理(モニタリング)」と「5年後の必要な見直しの実施(ローリング)」を行い、この「経営戦略」に掲げる取り組みの方向性や必要に応じた使用料の改定についても十分検証し、安定した健全な経営に向けて取り組んでまいります。

資 料

- 経営比較分析表（令和元年度決算）

- 財政計画（投資的経費）における収支計画
 - 水道事業
 - 下水道事業（公共下水道）
 - 下水道事業（農業集落排水）

- 収支計画のうち、投資的経費以外についての説明事項

- 用語解説

経営比較分析表（令和元年度決算）

対欄県 豊島城市		管理者の情報		人口(人)		面積(km ²)		人口密度(人/km ²)	
業務名	業務名	事業名	類似団体区分	64,953	19.19			3,384.73	
法適用	水道事業	未開給水事業	A4	現在給水人口(人)		給水区域面積(km ²)		給水人口密度(人/km ²)	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料(円)	64,561	19.19			3,364.30	
-	87.90	100.00	3,762						

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

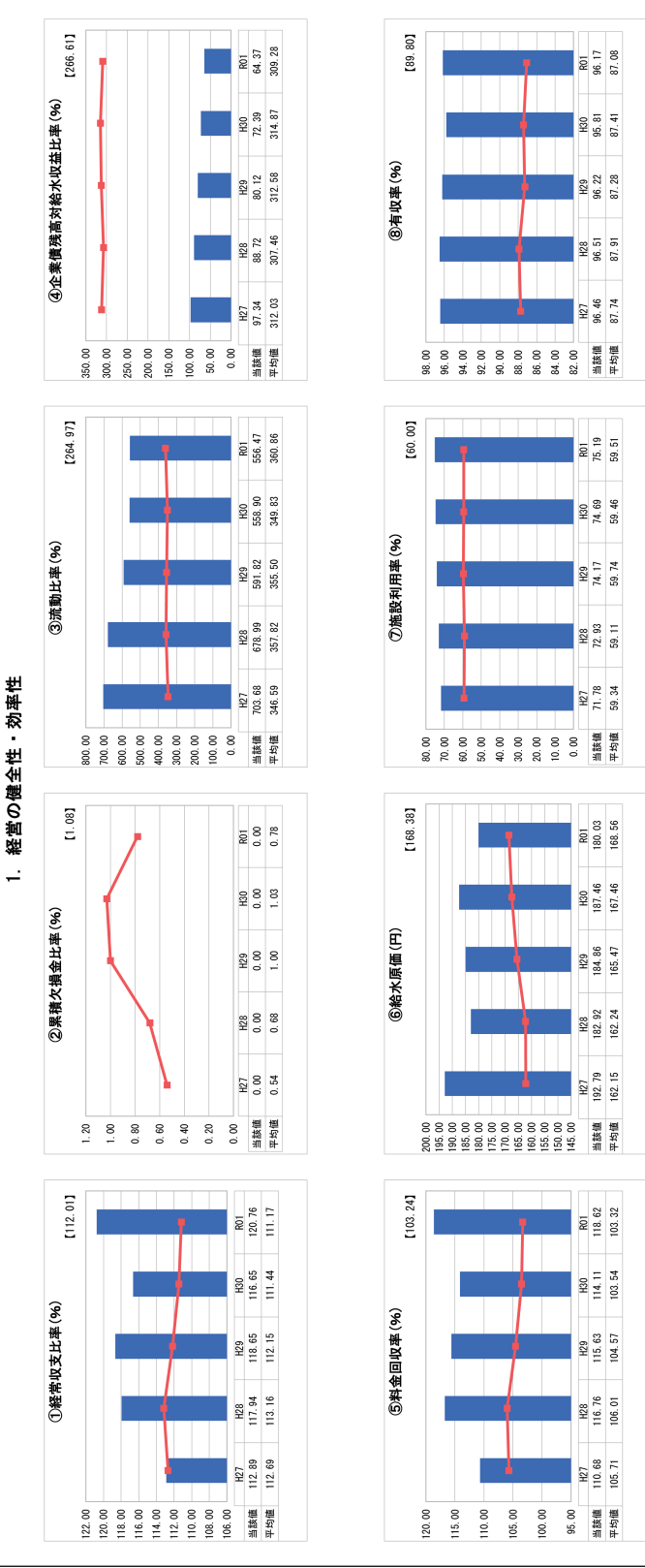
【】 令和元年度全国平均

分析欄

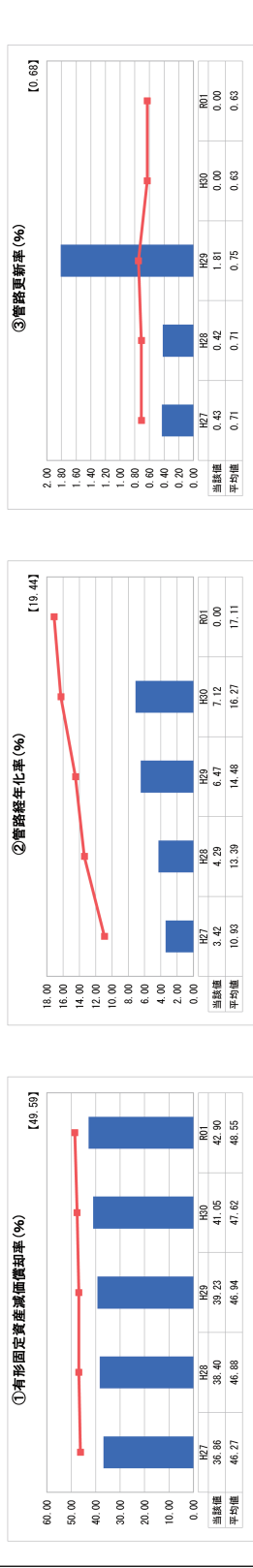
1. 経営の健全性・効率性について
- ① 経常収支比率：100%を上限としており、収支は黒字、全国及び類似団体平均値を連続して上回っており、健全な経営状況である。
 - ② 累積欠損金比率：0%となっており、健全な経営状況である。
 - ③ 流動比率：100%を上回っており、全国及び類似団体平均値を上回っていることから、短期的な支払能力については問題ないが、下水道事業会計への貸付金増加等により連続して悪化していることから、今後注意していく必要がある。
 - ④ 企業価値対給水収益比率：全国及び類似団体平均値を大幅に下回っており、健全な経営状況である。
 - ⑤ 料金回収率：100%を上回っていることから、給水に係る費用を給水収益で賄えている。
 - ⑥ 給水原価：全国及び類似団体平均値を上回っている。単体の多い地理的条件的理由の一つと考えられるが、今後維持管理費の削減等の経営改善の検討を行う必要がある。
 - ⑦ 施設利用率：⑧有収率：全国及び類似団体平均値より高い数値となっており、適正な状態である。
2. 老朽化の状況について
- ① 有形固定資産減価償却率：全国及び類似団体平均値を上回っており、良好な状態を示している。ただし、今後経年劣化に対応するため、長寿命化等を行う必要がある。
 - ② 管路経年経過率：計上増れ、令和元年度は0.19%、全国及び類似団体平均値を上回っているものの、年々増加している。今後の老朽化に対応するため、前記的な更新に取り組む必要がある。

全体総括

本市の水道事業における経営状況は概ね良好である。しかし、今後管路更新等の対応が必要であることから、経営戦略及びマネジメントの強化により、事業の平準化及び経営のさらなる健全化を図る必要がある。



2. 老朽化の状況



経営比較分析表（令和元年度決算）

沖繩県 豊見城市

業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 公共下水道	類似団体区分 Bb1	管理者の情報 非設置	人口(人) 64,953	面積(km ²) 19.19	人口密度(人/km ²) 3,384.73
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)	処理区域人口(人) 46,798	処理区域面積(km ²) 5.64	処理区域人口密度(人/km ²) 8,297.52
-	72.15	72.49	100.00	1,342			

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

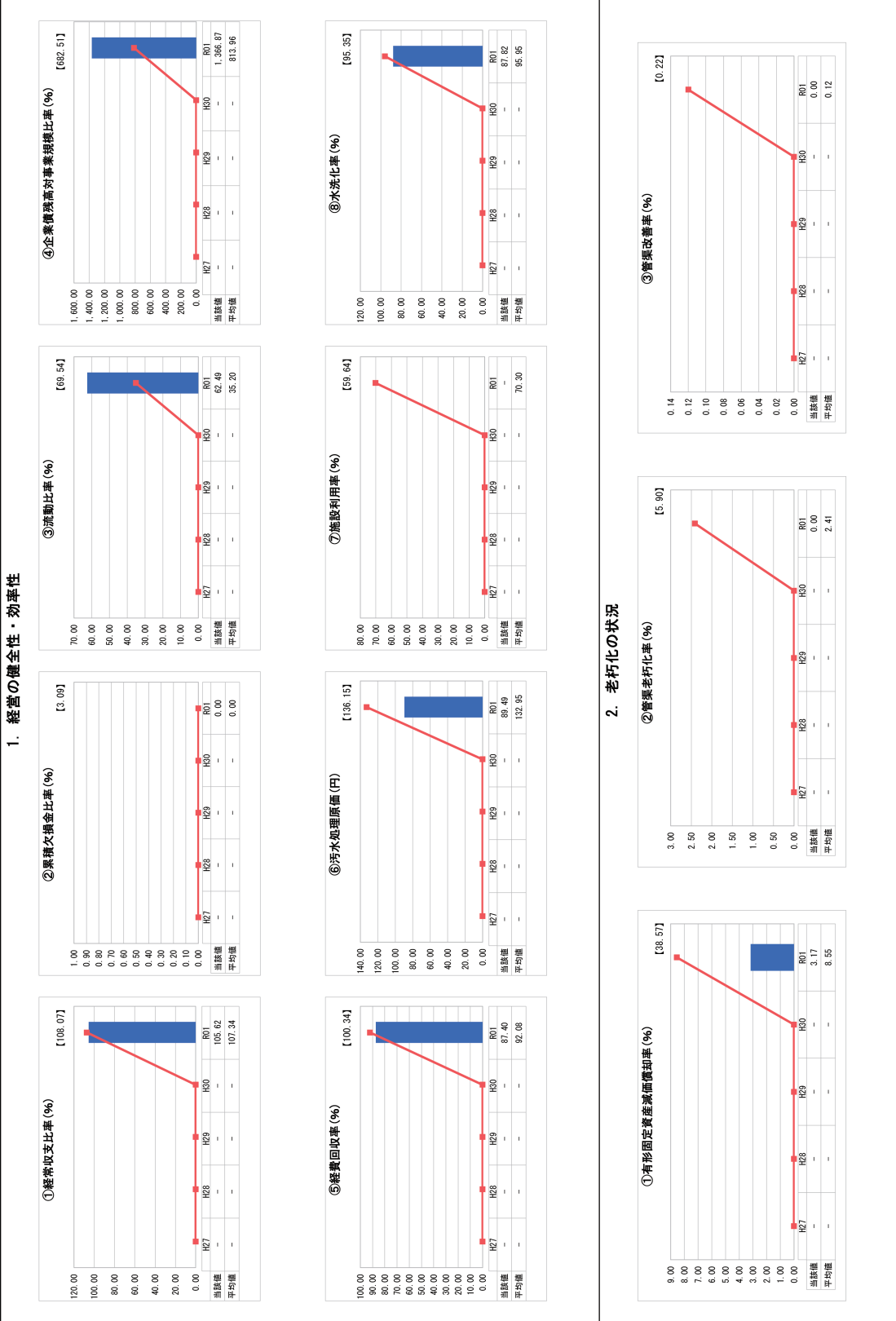
□ 令和元年度全国平均

分析欄

- 経営の健全性・効率性について
 - ①経常収支比率：100%を上回るもの、全国及び類似団体平均値は下回る結果となった。水道事業会計からの借入金残存下は経営となっていることから、使用料の適正化について検討する必要がある。
 - ②累積欠損金比率：当該値ゼロであり健全な状況である。
 - ③流動比率：100%を下回っている。今後支払い能力を高めるため、使用料の適正化及び費用削減等について検討する必要がある。
 - ④企業債残高対事業規模比率：全国及び類似団体平均値を大きく上回っている。使用料の適正化及び必要な投資規模について検討する必要がある。
 - ⑤経費回収率：全国及び類似団体平均値を下回り、数値も100%を下回っている。使用料で賄うべき経費を補えておらず、使用料の適正化について検討する必要がある。
 - ⑥汚水処理原価：全国及び類似団体平均値を下回っている。
 - ⑦施設利用率：処理場を有していないためゼロ。
 - ⑧水洗化率：全国及び類似団体平均値を下回っている。使用料収入増加のためにも、水洗化率向上に取り組む必要がある。
- 老朽化の状況について
 - ①有形固定資産減価償却率：全国及び類似団体平均値を下回っており、良好な状態を示している。
 - ②管渠老朽化率：③管渠改善率：供用開始30年余りとなつているが、耐用年数を超える管渠が無い為当該値ゼロ。今後の老朽化に備えるため、経営戦略及びアセットマネジメント策定し、実施に取り組む必要がある。

全体総括

経常収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、全国及び類似団体平均値を下回っており健全な経営状態とは言えない。汚水処理に係る費用を使用料収入で賄えておらず、水道事業会計からの借入金に依存した経営となつており、流動比率から借入金の増加傾向が顕著であり、資金繰りも著しいことから、今後の老朽化に備えるため、経営戦略及びアセットマネジメント策定し、実施に取り組む必要がある。



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和元年度決算）

沖縄県 豊見城市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	下水道事業	農業系汚排水	F2	非設置	64,953	19.19	3,384.73
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり要廃料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
-	83.77	45.94	100.00	1,342	1,842	0.39	4,723.08

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

令和元年度全国平均

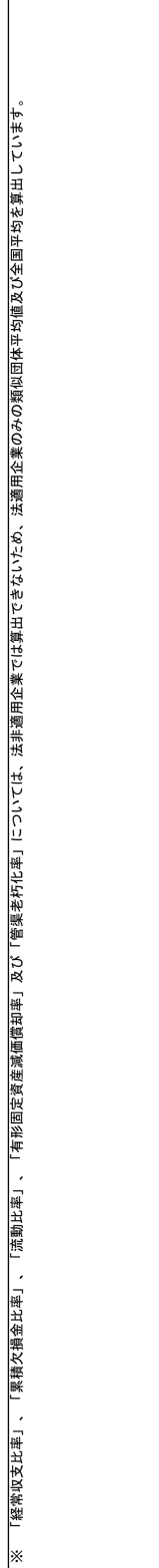
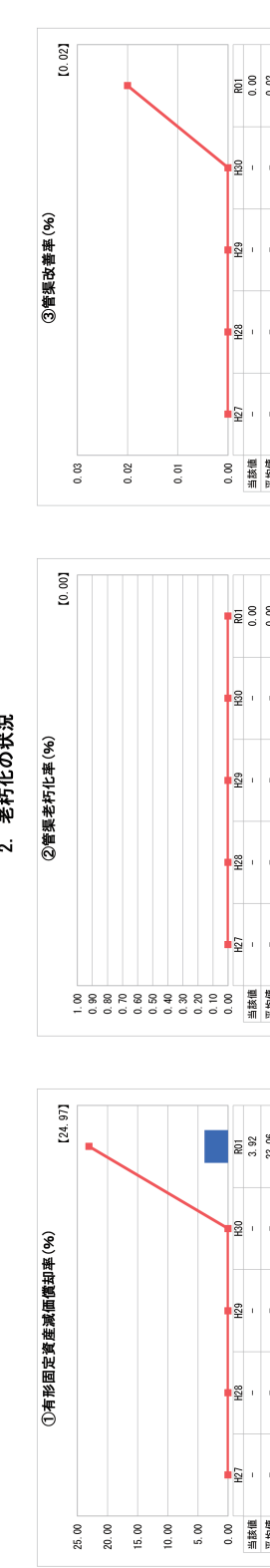
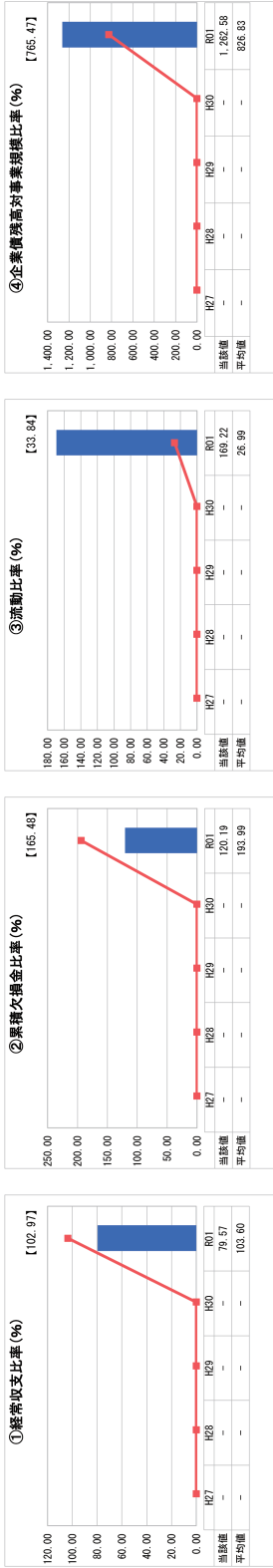
分析欄

- 1. 経営の健全性・効率性について**
- ① 経費収支比率：100%を下回っており、赤字。使用料の適正化について検討する必要がある。
 - ② 累積欠損金比率：累積欠損金が発生しており、経営の健全性に課題がある。使用料の適正化について検討する必要がある。
 - ③ 流動比率：100%を上回っており、短期的な支払能力については問題ない。
 - ④ 企業債務高対事業規模比率：全国及び類似団体平均値を大きく上回っている。使用料の適正化及び必要な投資規模について検討する必要がある。
 - ⑤ 経費回収率：100%を大きく下回っている。使用料で賄うべき経費を賄えておらず、使用料の適正化について検討する必要がある。
 - ⑥ 汚水処理原価：全国及び類似団体平均値を下回っている。
 - ⑦ 施設利用率：100%を超えていることから、施設の処理能力以上の処理が必要となっており、今後注視する必要がある。
 - ⑧ 水洗化率：全国及び類似団体平均値を下回っている。使用料収入増加のためにも、水洗化率向上に取り組む必要がある。
- 2. 老朽化の状況について**
- ① 有形固定資産減価償却率：全国及び類似団体平均値を下回っており、良好な状態を示している。
 - ② 管渠老朽化率：平成15年供用開始となっており、耐用年数を超える管渠が無い為当該値ゼロ。

全体総括

経費収支比率、企業債務高対事業規模比率、経費回収率、全国及び類似団体平均値を下回っており、健全な経営状況とは言えない。加えて、汚水処理に係る費用各使用料収入で賄えておらず、使用料の適正化を検討し、持続可能な経営を行う必要がある。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況

※ 「経費収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できません。また、「管渠老朽化率」及び「管渠改善率」は、法非適用企業では算出できません。

投資 - 財政計画 (収支計画)

※ 現行の料金体系

<水道事業>

(単位：千円，%)

区分	年度	計 画 期											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益	(A) 営業収益	1,434,775	1,450,495	1,453,467	1,463,790	1,474,111	1,484,432	1,494,755	1,502,146	1,509,539	1,516,932	1,524,323	1,531,716
	(B) 受託工事収益	1,384,557	1,387,057	1,390,029	1,400,352	1,410,673	1,420,994	1,431,317	1,438,708	1,446,101	1,453,494	1,460,885	1,468,278
	(C) その他	50,218	63,438	63,438	63,438	63,438	63,438	63,438	63,438	63,438	63,438	63,438	63,438
収益的収入	(1) 補助金	133,371	136,543	138,717	141,448	143,768	145,836	148,614	151,584	154,509	157,434	160,359	163,284
	他会計補助金												
	その他補助金												
収益	(2) 長期前受金戻入	131,307	134,522	136,696	139,427	141,747	143,815	146,593	149,563	152,488	155,413	158,338	161,263
	(3) その他	2,064	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021
	収入計	1,568,146	1,587,038	1,592,184	1,605,238	1,617,879	1,630,268	1,643,369	1,655,730	1,664,048	1,674,366	1,684,682	1,695,000
支出	(1) 営業費用	1,276,443	1,388,199	1,391,677	1,398,930	1,405,823	1,403,663	1,411,727	1,419,790	1,427,898	1,436,006	1,444,114	1,452,223
	職員給与費	130,990	145,880	145,880	145,880	145,880	137,727	137,727	137,727	137,727	137,727	137,727	137,727
	基本給	57,326	63,017	63,017	63,017	63,017	63,017	63,017	63,017	63,017	63,017	63,017	63,017
退職給付費	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	8,153	
その他	65,411	74,710	74,710	74,710	74,710	74,710	74,710	74,710	74,710	74,710	74,710	74,710	
(2) 経費	904,584	991,858	991,858	991,858	991,858	991,858	991,858	991,858	991,858	991,858	991,858	991,858	
動力費	36,884	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	
修繕費	49,021	50,394	50,394	50,394	50,394	50,394	50,394	50,394	50,394	50,394	50,394	50,394	
材料費	209	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
その他	818,470	897,264	897,264	897,264	897,264	897,264	897,264	897,264	897,264	897,264	897,264	897,264	
(3) 減価償却費	240,969	250,461	253,939	261,192	268,085	274,078	282,142	290,205	298,313	306,421	314,529	322,638	
支出	(1) 支払利息	21,584	19,064	16,485	13,904	11,399	9,146	7,281	5,620	4,312	3,133	2,166	1,540
	その他	530	895	895	895	895	895	895	895	895	895	895	895
支出計	1,298,557	1,408,158	1,409,057	1,413,729	1,418,117	1,413,704	1,419,903	1,426,305	1,433,105	1,440,034	1,447,175	1,454,658	
経常増益	(C) - (D) = (E)	269,589	178,880	183,127	191,509	199,762	216,564	223,466	227,425	230,943	234,332	237,507	240,342
特別利益	(F)												
特別損失	(G)	33											
特別損益	(F) - (G) = (H)	△ 33											
当年度純利益 (又は純損失)	(E) + (H)	269,556	178,880	183,127	191,509	199,762	216,564	223,466	227,425	230,943	234,332	237,507	240,342
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)												
流動資産	(J)	1,509,232											
うち未収金		164,711											
流動負債	(K)	271,516											
うち建設改良費分													
うち一時借入金													
うち未払金		134,333											
累積欠損金比率	$\frac{(A)-(B)}{(A)+(B)} \times 100$												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	(L)												
地方財政法一受託工事収益	(A) - (B) = (M)	1,434,775	1,450,495	1,453,467	1,463,790	1,474,111	1,484,432	1,494,755	1,502,146	1,509,539	1,516,932	1,524,323	1,531,716
資金不足の比率	$\frac{(L)}{(M)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(P)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(N)}{(P)} \times 100$												

投資・財政計画 (収支計画)

<水道事業>

※ 現行の料金体系

(単位：千円)

区分	年度	計画期間																	
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度						
資本的収入	1 企業債																		
	うち職員給与費																		
	2 他会計出資金																		
	3 他会計補助金																		
	4 他会計負担金																		
	5 他会計借入金																		
	6 国庫(都道府県)補助金		96,000		112,917	178,500	167,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	
	7 固定資産売却代金																		
	8 工事負担金		4,386	3,895		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
	9 その他		30,134	10,134		27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499	27,499
	計	(A)	130,520	126,946		211,999	200,499	197,499	197,499	197,499	197,499	197,499	197,499	197,499	197,499	185,400	175,400		
(A)のうち、翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)																		
計	(A) - (B) = (C)	130,520	126,946		211,999	200,499	197,499	197,499	197,499	197,499	197,499	197,499	197,499	185,400	175,400				
1 建設改良費		361,809	313,444		387,364	364,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	358,364	
うち職員給与費		22,206	14,990		22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	22,206	
2 企業債償還金		102,132	99,612		99,990	86,641	84,164	69,486	65,540	56,406	36,741	24,978							
3 他会計長期借入返還金																			
4 他会計への支出金																			
5 その他		104,891	150,000																
計	(D)	568,832	563,056		490,325	451,005	442,528	427,850	423,904	414,770	395,105	383,342							
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E) - (C)	438,312	436,110		278,326	250,506	245,029	230,351	226,405	217,278	209,705	207,942							
1 損益勘定留保資金		322,597	322,374		161,365	149,865	146,865	146,865	146,865	146,872	158,964	168,964							
2 利益剰余金処分額																			
3 繰越工事資金																			
4 その他		115,715	113,736		116,961	100,641	98,164	83,486	79,540	70,406	50,741	38,978							
計	(F)	438,312	436,110		278,326	250,506	245,029	230,351	226,405	217,278	209,705	207,942							
補填財源不足額	(E) - (F)																		
他会計借入金残高	(G)																		
企業債残高	(H)	789,083	891,215		582,670	396,039	311,875	242,389	176,849	120,443	83,702	58,724							

他会計繰入金

(単位：千円)

区分	年度	計画期間																
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
収益的収支分	うち基準内繰入金	3,176	3,176		3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232						
	うち基準外繰入金																	
	計	3,176	3,176		3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232						
資本的収支分	うち基準内繰入金	3,895	3,895		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000						
	うち基準外繰入金																	
	計	3,895	3,895		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000						
合計	7,071	7,071		9,232	9,232	9,232	9,232	9,232	9,232	9,232	9,232							

投資・財政計画 (収支計画)

(単位: 千円, %)

※ 現行料金

<下水道事業 (公共下水道)>

区分	年度	計 画 期 間											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的	1 営業収益	443,940	447,573	452,333	459,252	466,228	473,275	480,378	486,786	493,249	499,744	506,288	512,879
	(1) 料金収入	308,797	335,881	340,641	347,560	354,536	361,583	368,686	375,094	381,557	388,052	394,596	401,187
	(2) 受託工事収益	135,143	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692
収益的	2 営業外収益	466,672	476,283	487,159	497,312	507,778	513,048	526,886	542,073	554,561	565,023	577,214	588,756
	(1) 補助金	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
	他会計補助金	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
収益的	(2) 長期前受金戻入	349,587	354,778	365,654	375,807	386,273	391,543	405,381	420,568	433,056	443,518	455,709	467,251
	(3) その他	5,626	5,679	5,679	5,679	5,679	5,679	5,679	5,679	5,679	5,679	5,679	5,679
	収入	910,612	923,856	939,492	956,564	974,006	986,323	1,007,264	1,028,859	1,047,810	1,064,767	1,083,502	1,101,635
支出	1 営業費用	791,131	830,605	841,844	852,681	864,180	874,938	888,166	901,390	912,618	923,841	936,351	948,373
	(1) 職員給与費	11,080	13,117	13,117	13,117	13,118	13,117	13,117	13,117	13,120	13,117	13,121	13,117
	基本給	5,626	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364
	退職給付費												
	その他	5,434	5,753	5,753	5,753	5,754	5,753	5,755	5,753	5,756	5,753	5,757	5,753
	(2) 経費	278,109	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364
	動力費	10,804	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036
	修繕費	7,525	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299
	材料費	123	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278
	その他	259,657	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751
(3) 減価償却費	501,962	515,124	526,363	537,200	548,698	559,457	572,683	585,909	597,134	608,360	620,866	632,892	
2 営業外費用	71,014	66,369	55,491	49,528	43,901	39,177	35,024	31,750	28,947	26,344	24,260	22,907	
(1) 支払利息	67,419	62,097	55,491	49,528	43,901	39,177	35,024	31,750	28,947	26,344	24,260	22,907	
(2) その他	3,595	4,272											
支 出 計	862,145	896,974	897,335	902,209	908,081	914,115	923,190	933,140	941,565	950,185	960,611	971,280	
経常損益 (C) - (D) =	48,467	26,882	42,157	54,355	65,925	72,208	84,074	95,719	106,245	114,582	122,891	130,355	
特別損失	27,563												
特別損益	19,975												
当年度純利益 (又は純損失) (F) - (G) = (H)	7,588												
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (E) + (H)	56,055	26,882	42,157	54,355	65,925	72,208	84,074	95,719	106,245	114,582	122,891	130,355	
流動資産													
うち未収金													
流動負債													
うち建設改良費分													
うち一時借入金													
うち未払金													
累積欠損金比率 ((A) - (B) / (A) × 100)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)													
営業収益 - 受託工事収益 (A) - (B) = (M)	443,940	447,573	452,333	459,252	466,228	473,275	480,378	486,786	493,249	499,744	506,288	512,879	

投資・財政計画 (収支計画)

※ 現行料金

<下水道事業 (公共下水道)>

(単位：千円)

区分	年度	計 画 期											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収入	1 企業債	208,900	339,000		218,000	243,200	204,400	283,700	253,700	213,700	258,700	284,300	274,700
	うち職員給与費												
	2 他会計出資金												
	3 他会計補助金	82,761	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440
	4 他会計負担金												
	5 他会計借入金	100,000	34,000										
	6 国庫 (都道府県) 補助金	69,282	259,318	271,900	253,823	261,662	263,503	307,500	337,500	277,500	232,500	270,900	256,500
	7 固定資産売却代金												
	8 工事負担金												
9 その他	1,963	4	57	5	32	58	90	90	90	90	90	90	
計 (A)	462,906	725,762	585,097	565,268	598,334	561,401	684,730	684,730	584,730	584,730	648,730	624,730	
(A)のうち、翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A) - (B) = (C)	462,906	725,762	585,097	565,268	598,334	561,401	684,730	684,730	584,730	584,730	648,730	624,730	
1 建設改良費	128,280	598,322	491,657	471,828	504,894	467,961	591,290	591,290	491,290	491,290	555,290	531,290	
うち職員給与費	14,803	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	
2 企業償還金	384,449	390,506	389,017	380,264	368,182	355,275	327,358	316,990	287,709	277,120	242,785	208,469	
3 他会計長期借入返還金	6,543	27,911	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	13,400	3,400	
4 他会計への支出金													
5 その他	944												
計 (D)	520,216	1,016,739	903,950	875,368	896,352	846,512	941,924	931,556	802,275	791,686	811,475	743,159	
(D) - (C) = (E)	57,310	290,977	318,853	310,100	298,018	285,111	257,194	246,826	217,545	206,956	162,745	118,429	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額													
1 損益剰留保資金	53,158	155,534	160,709	161,393	162,425	167,914	167,302	165,341	164,078	164,842	121,949	69,457	
2 利益剰余金処分額													
3 繰越工事資金													
4 その他	4,152	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
計 (F)	57,310	159,534	164,709	165,393	166,425	171,914	171,302	169,341	168,078	168,842	121,949	69,457	
(E) - (F) = (G)	208,883	214,972	154,144	144,707	131,593	113,197	85,892	77,485	49,467	38,114	40,796	48,972	
他会計借入金残高	208,883	214,972	191,696	168,420	145,144	121,868	98,592	75,316	52,040	28,764	15,364	11,964	
企業償還金	4,227,672	4,176,166	4,006,849	3,844,585	3,719,603	3,568,728	3,525,070	3,461,780	3,387,771	3,369,351	3,410,866	3,477,097	

他会計繰入金

(単位：千円)

区分	年度	計 画 期											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支	うち基準内繰入金	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
	うち基準外繰入金												
	計	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
資本的収支	うち基準内繰入金	82,761	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440
	うち基準外繰入金												
	計	82,761	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440
合 計	194,217	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

<下水道事業(公共下水道)> ※ 料金改定後(+40%)見込み

区分	年度	計 画 期 間											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1 収益的	営業収益	443,940	447,573	452,333	598,276	608,042	617,908	627,852	636,824	645,872	654,965	664,126	673,354
	(1) 料収入	308,797	335,881	340,641	486,584	496,350	506,216	516,160	525,132	534,180	543,273	552,434	561,662
	(2) 受託工事収益												
2 収益的	その他	135,143	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692	111,692
	補助金	466,672	476,283	487,159	497,312	507,778	513,048	526,886	542,073	554,561	565,023	577,214	588,756
	他会計補助金	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
3 収益的	その他	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
	長期前受金戻入	349,587	354,778	365,654	375,807	386,273	391,543	405,381	420,568	433,056	443,518	455,709	467,251
	その他	5,629											
1 支	営業費用	910,612	923,856	939,492	1,095,588	1,115,820	1,130,956	1,154,738	1,178,897	1,200,433	1,219,988	1,241,340	1,262,110
	(1) 職員給与費	791,131	830,605	841,844	852,681	864,180	874,938	888,166	901,390	912,618	923,841	936,351	948,373
	基本給	11,060	13,117	13,117	13,117	13,117	13,117	13,117	13,117	13,120	13,117	13,121	13,117
2 支	退職給付費	5,626	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364	7,364
	その他	5,434	5,753	5,753	5,753	5,754	5,753	5,755	5,753	5,756	5,753	5,757	5,753
	経費	278,109	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364	302,364
3 支	動力費	10,804	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036	13,036
	修繕費	7,525	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299	13,299
	材料費	123	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278
2 出	減価償却費	259,687	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751	275,751
	その他	501,962	515,124	526,363	537,200	548,698	559,457	572,683	585,909	597,134	608,360	620,866	632,892
	営業外費用	71,014	66,369	55,491	49,528	43,901	39,177	35,024	31,750	28,947	26,344	24,260	22,907
計	支払利息	67,419	62,097	55,491	49,528	43,901	39,177	35,024	31,750	28,947	26,344	24,260	22,907
	その他	3,595	4,272										
	支 出 計	862,145	896,974	897,335	902,209	908,081	914,115	923,190	933,140	941,565	950,185	960,611	971,280
経常損益	(C)-(D)=(E)	48,467	26,882	42,157	193,379	207,739	216,841	231,548	245,757	258,868	269,803	280,729	290,830
	(F)	27,563											
	(G)	19,975											
特別損益	(F)-(G)=(H)	7,588											
	(E)+(H)	56,055	26,882	42,157	193,379	207,739	216,841	231,548	245,757	258,868	269,803	280,729	290,830
	繰越利益剰余金又は累積欠損金												
流動資産	(I)												
	(J)												
	うち未収金												
流動負債	(K)												
	うち建設改良費分												
	うち一時借入金												
累積欠損金比率	(I)												
	(A)-(B) × 100												
	(L)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額	(M)												
	(A)-(B)=(M)	443,940	447,573	452,333	598,276	608,042	617,908	627,852	636,824	645,872	654,965	664,126	673,354
	(L)/(M) × 100												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(N)												
	(L)/(M) × 100												
	(O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の弱項	(P)												
	(N)/(P) × 100												
	(P)												

投資・財政計画 (収支計画)

※ 料金改定後 (+40%) 見込み

(単位：千円)

区分	年度	計 画 期 間											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的 収 入	1 企業債	208,900	339,000	219,700	218,000	243,200	204,400	283,700	253,700	213,700	258,700	284,300	274,700
	うち職員給与費												
	2 他会計出資金												
	3 他会計補助金	82,761	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440
	4 他会計負担金												
	5 他会計借入金	100,000	34,000										
	6 国庫(都道府県)補助金	69,282	259,318										
	7 固定資産売却代金												
	8 工事負担金												
9 その他	1,963	4	57	5	32	58	90	90	90	90	90	90	
(A)のうち、翌年度へ 繰り越される支出の財源充当額													
計	(A)	462,906	725,762	585,097	565,268	598,334	561,401	684,730	684,730	584,730	584,730	648,730	624,730
(B)	(C)	462,906	725,762										
資本的 支 出	1 建設改良費	128,280	598,322	491,657	471,828	504,894	467,961	591,290	591,290	491,290	491,290	555,290	531,290
うち職員給与費	14,803	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498	16,498
2 企業債償還金	384,449	390,506	389,017	380,264	368,182	355,275	327,358	316,990	287,709	271,120	242,785	208,469	
3 他会計長期借入返還金	6,543	27,911	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	23,276	13,400	3,400	
4 他会計への支出金													
5 その他	944												
計	(D)	520,216	1,016,739	903,950	875,368	896,352	846,512	941,924	931,556	802,275	791,686	811,475	743,159
(E)	(F)	57,310	290,977	318,853	310,100	298,018	285,111	257,194	246,826	217,545	206,956	162,745	118,429
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額	(D)-(E)	462,906	725,762	266,244	245,168	298,334	266,391	424,730	434,730	387,230	387,730	448,730	506,301
補填 財 源	1 損益剰留保資金	53,158	155,534	160,709	161,393	162,425	167,914	167,302	165,341	164,078	164,842	121,949	69,457
2 利益剰余金処分額													
3 繰越工事資金													
4 その他	4,152	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
計	(F)	57,310	159,534	164,709	165,393	166,425	171,914	167,302	165,341	164,078	164,842	121,949	69,457
(E)-(F)	(G)	208,883	214,972	191,696	168,420	145,144	121,868	98,592	75,316	52,040	28,764	15,364	11,964
他会計借入金残高	(H)	4,227,672	4,176,166	4,006,849	3,844,585	3,719,603	3,568,728	3,525,070	3,461,780	3,387,771	3,369,351	3,410,866	3,477,097
企業債残高													

他会計繰入金

(単位：千円)

区分	年度	計 画 期 間											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
	うち基準外繰入金	111,456	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505	121,505
	計	222,912	243,010	243,010	243,010	243,010	243,010	243,010	243,010	243,010	243,010	243,010	243,010
資本的収支分	うち基準内繰入金	82,761	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440
	うち基準外繰入金	82,761	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440	93,440
	計	165,522	186,880	186,880	186,880	186,880	186,880	186,880	186,880	186,880	186,880	186,880	186,880
合 計	194,217	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	214,945	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位: 千円, %)

<下水道事業 (農業集落排水事業)> ※ 現行料金

区分	年度	計 画 期 間											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益	1 営業収益 (A)	7,196	6,953	7,068	7,232	7,396	7,560	7,729	7,877	8,035	8,188	8,342	8,500
	(1) 料金収入	7,196	6,953	7,068	7,232	7,396	7,560	7,729	7,877	8,035	8,188	8,342	8,500
	(2) 受託工事収益												
収益的収入	(3) その他												
	2 営業外収益	28,459	24,088	23,479	23,169	17,756	29,869	29,863	29,856	29,714	28,834	28,834	28,834
	(1) 補助金	6,337	1,966	1,357	1,047	1,041	1,035	1,029	1,022	880			
収益的支出	他会計補助金	6,337	1,966	1,357	1,047	1,041	1,035	1,029	1,022	880			
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	22,122	22,122	22,122	22,122	16,715	28,834	28,834	28,834	28,834	28,834	28,834	28,834
特別利益	(3) その他												
	収入計 (C)	35,655	31,041	30,547	30,401	25,152	37,429	37,592	37,733	37,749	37,022	37,176	37,334
	営業費用	43,428	50,178	50,178	50,178	43,706	57,633	73,349	73,347	73,350	73,347	73,351	73,347
特別損失	(1) 職員給与費	6,200	7,341	7,341	7,341	7,342	7,341	7,343	7,341	7,344	7,341	7,345	7,341
	基本給	3,529	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610
	退職給付費												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	その他	2,671	3,731	3,731	3,731	3,732	3,731	3,733	3,731	3,734	3,731	3,735	3,731
	経費	11,947	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556
	動力費	3,425	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781
流動資産	修繕費	1,103	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567
	材料費												
	その他	7,419	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208
流動負債	(3) 減価償却費	25,281	25,281	25,281	25,281	18,808	32,736	48,450	48,450	48,450	48,450	48,450	48,450
	営業外費用	1,382	1,266	1,221	1,111	995	1,349	1,212	1,073	933	802	703	634
	(1) 支払利息	1,382	1,266	1,221	1,111	995	1,349	1,212	1,073	933	802	703	634
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(2) その他												
	支出計 (D)	44,810	51,444	51,399	51,289	44,701	58,982	74,561	74,420	74,283	74,149	74,054	73,981
	経常損益 (E) = (C) - (D)	△ 9,155	△ 20,403	△ 20,852	△ 20,888	△ 19,549	△ 21,553	△ 36,969	△ 36,687	△ 36,534	△ 37,127	△ 36,878	△ 36,647
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(F)	506											
	(G)												
	(F) - (G) = (H)	506											
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(E) + (H)	△ 8,649	△ 20,403	△ 20,852	△ 20,888	△ 19,549	△ 21,553	△ 36,969	△ 36,687	△ 36,534	△ 37,127	△ 36,878	△ 36,647
	(I)												
	(J)												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	うち未収金												
	うち建設改良費分												
	うち一時借入金												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	うち未払金												
	(A) - (B) × 100												
	(L)												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額												
	(M)												
	(N)												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	地方財政法による資金不足の比率												
	(O)												
	(P)												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	健全化法施行規則第6条に規定した健全化法施行令第17条により算定した事業の弱項												
	(Q)												
	(R)												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	健全化法第22条により算定した資金不足比率												
	(S)												
	(T)												

投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円)

<下水道事業 (農業集落排水事業)> ※ 現行料金

区分	年度	前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	計 画 期 間															
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度						
資本的収入	1 企業債		36,800		4,200	4,900													
	うち職員給与費																		
	2 他会計出資金																		
	3 他会計補助金		1,011																
	4 他会計負担金																		
	5 他会計借入金			10,000															
	6 国庫 (都道府県) 補助金			257,649	34,590														
	7 固定資産売却代金																		
	8 工事負担金																		
9 その他		72																	
(A) のうち、翌年度へ繰り越される支出の財源充当額		8,249	304,449	39,490															
計	(A)	8,249	304,449	39,490															
資本的支出																			
1 建設改良費		9,257	296,861	39,531															
うち職員給与費																			
2 企業償還金		7,612	8,024	8,067	17,386	17,017	16,650	15,894	13,256	11,585	8,117								
3 他会計長期借入返還金		2,223	2,223	5,223	4,223	4,223	4,223	4,223	4,216	2,000	2,000								
4 他会計への支出金																			
5 その他																			
計	(D)	16,869	307,108	52,821	21,609	21,240	20,873	20,117	17,472	13,585	10,117								
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	8,620	2,659	13,331	21,609	21,240	20,873	20,117	17,472	13,585	10,117								
補填財源																			
1 繰越剰余金処分額			2,659	2,093	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	
2 繰越工事資金																			
3 繰越工事資金																			
4 その他		8,620	8,620	2,093	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	
計	(F)	8,620	2,659	2,093	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	3,902	
補填財源不足額	(E) - (F)			11,238	17,707	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	16,244	
他会計借入金残高	(G)	20,000	27,777	25,108	20,885	16,662	12,439	8,216											
企業債残高	(H)	90,856	119,632	111,480	94,094	77,077	60,427	44,533	31,277	19,692	11,575								

(単位：千円)

他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	計 画 期 間														
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
収益的収支	うち基準内繰入金	6,337	1,966	1,041	1,035	1,029	1,022	880										
	うち基準外繰入金			1,041	1,035	1,029	1,022	880										
	計	6,337	1,966	2,082	2,070	2,058	2,044	1,960										
資本的収支	うち基準内繰入金	1,011																
	うち基準外繰入金	1,011																
	計	2,022																
合計		7,348	1,966	2,082	2,070	2,058	2,044	1,960										

投資・財政計画 (収支計画)

(単位: 千円, %)

<下水道事業 (農業集排水事業)> ※ 料金改定後 (+40%) 見込み

区分	年度	計 画 期 間											
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益	1 営業収益 (A)	7,196	6,953	7,068	10,125	10,354	10,584	10,821	11,028	11,249	11,463	11,679	11,900
	(1) 料金収入	7,196	6,953	7,068	10,125	10,354	10,584	10,821	11,028	11,249	11,463	11,679	11,900
	(2) 受託工事収益												
収 益 的 収 入	(3) その他												
	2 営業外収益	28,459	24,088	23,479	23,169	17,756	29,869	29,863	29,856	29,714	28,834	28,834	28,834
	(1) 補助金	6,337	1,966	1,357	1,047	1,041	1,035	1,029	1,022	880			
収 益 的 支 出	他会計補助金	6,337	1,966	1,357	1,047	1,041	1,035	1,029	1,022	880			
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	22,122	22,122	22,122	22,122	16,715	28,834	28,834	28,834	28,834	28,834	28,834	28,834
収 益 的 支 出	(3) その他												
	1 営業費用 (C)	35,655	31,041	30,547	33,294	28,110	40,453	40,684	40,884	40,963	40,297	40,513	40,734
	(1) 職員給与費	43,428	50,178	50,178	50,178	43,706	57,633	73,349	73,347	73,350	73,347	73,351	73,347
収 益 的 支 出	基本給	6,200	7,341	7,341	7,341	7,342	7,341	7,343	7,341	7,344	7,341	7,345	7,341
	退職給付費	3,529	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610
	その他	2,671	3,731	3,731	3,731	3,732	3,731	3,733	3,731	3,734	3,731	3,735	3,731
収 益 的 支 出	(2) 経費	11,947	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556	17,556
	動力費	3,425	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781
	修繕費	1,103	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567
収 益 的 支 出	材料費												
	その他	7,419	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208	12,208
	(3) 減価償却費	25,281	25,281	25,281	25,281	18,808	32,736	48,450	48,450	48,450	48,450	48,450	48,450
収 益 的 支 出	2 営業外費用 (E) + (H)	1,382	1,266	1,221	1,111	995	1,349	1,212	1,073	933	802	703	634
	(1) 支払利息	1,382	1,266	1,221	1,111	995	1,349	1,212	1,073	933	802	703	634
	(2) その他												
収 益 的 支 出	支 出 計 (D)	44,810	51,444	51,399	51,289	44,701	58,982	74,561	74,420	74,283	74,149	74,054	73,981
	経 常 損 益 (C) - (D) = (E)	9,155	20,403	20,852	17,995	16,591	18,529	33,877	33,536	33,320	33,852	33,541	33,247
	(F)	506											
収 益 的 支 出	特別損失 (G)												
	特別損失 (F) - (G) = (H)	506											
	当年度純利益 (又は純損失) (E) + (H)	8,649	20,403	20,852	17,995	16,591	18,529	33,877	33,536	33,320	33,852	33,541	33,247
収 益 的 支 出	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)												
	流動資産 (J)												
	うち未収金												
収 益 的 支 出	流動負債 (K)												
	うち建設改良費分												
	うち一時借入金												
収 益 的 支 出	うち未払金												
	累積欠損金比率 (A) - (B) × 100 (L)												
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (M)												
収 益 的 支 出	営業収益 - 受託工事収益 (A) - (B) = (N)	7,196	6,953	7,068	10,125	10,354	10,584	10,821	11,028	11,249	11,463	11,679	11,900
	地方財政法による資金不足の比率 (O) / (M) × 100 (O)												
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (P) / (N) × 100 (P)												
収 益 的 支 出	健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額 (Q)												
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (R)												
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 (S) / (P) × 100 (S)												

投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円)

＜下水道事業（農業集落排水事業）＞ ※ 料金改定後（+40%）見込み

区分	年度	計画期間															
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度				
資本的収入	1 企業債		36,800	6,900	4,200	4,900											
	うち職員給与費																
	2 他会計出資金																
	3 他会計補助金	1,011															
	4 他会計負担金																
	5 他会計借入金		10,000														
	6 国庫（都道府県）補助金	7,166	257,649	29,400	34,590												
	7 固定資産売却代金																
	8 工事負担金																
9 その他	72																
計 (A)	8,249	304,449	33,600	39,490													
(A)のうち、翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)																
純計 (A)-(B)=(C)	8,249	304,449	33,600	39,490													
1 建設改良費	9,257	296,861	33,600	39,531													
うち職員給与費																	
2 企業債借入金	7,612	8,024	7,950	8,067	17,386	17,017	16,650	15,894	13,256	11,585	8,117						
3 他会計長期借入返還金	2,223	2,223	4,223	5,223	4,223	4,223	4,223	4,223	4,216	2,000	2,000						
4 他会計への支出金																	
5 その他																	
計 (D)	16,869	307,108	45,773	52,821	21,609	21,240	20,873	20,117	17,472	13,585	10,117						
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	8,620	2,659	13,331	12,173	21,609	20,873	20,117	17,472	13,585	10,117						
1 損益勘定留保資金	2,659	2,659	3,159	2,093	3,902	19,616	19,616	19,616	17,472	13,585	10,117						
2 利益剰余金処分額																	
3 繰越工事資金																	
4 その他	8,620	8,620	3,159	2,093	3,902	19,616	19,616	19,616	17,472	13,585	10,117						
計 (F)	8,620	2,659	3,159	2,093	3,902	19,616	19,616	19,616	17,472	13,585	10,117						
補填財源不足額 (E)-(F)			9,014	11,238	17,707	1,624	1,257	501									
他会計借入金残高	(G)	20,000	27,777	30,331	25,108	20,885	16,662	12,439	8,216								
企業債残高	(H)	90,856	119,632	118,397	114,647	94,094	77,077	60,427	44,533	31,277	19,692						

(単位：千円)

他会計繰入金

区分	年度	計画期間														
		前々年度 (R1) (決算)	前年度 (R2) (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
収益的収支分	うち基準内繰入金	6,337	1,966	1,047	1,041	1,035	1,029	1,022	880							
	うち基準外繰入金	6,337	1,966	1,047	1,041	1,035	1,029	1,022	880							
	計	12,674	3,932	2,094	2,082	2,070	2,058	2,051	1,902							
資本的収支分	うち基準内繰入金	1,011														
	うち基準外繰入金	1,011														
	計	2,022														
合計	7,348	1,966	1,041	1,041	1,035	1,029	1,022	880								

投資・財政計画（収支計画）のうち、投資的経費以外の経費についての説明

< 水道事業 >

種別	区分	項目	計 算 方 法	
収 入 的 収 支	収 入	給水収益	年間有収水量×供給単価	
		その他営業収益	実績値の最小値を採用	
		長期前受金戻入	減価償却費より収益化額算定	
		その他営業外収益	実績値の最小値を採用	
		特別利益	見込まない	
	支 出	支	職員給与費	最新年度で一定
			基本給	最新年度で一定
			退職給付費	最新年度で一定
			その他経費	
			動力費	最新年度で一定
			修繕費	最新年度で一定
			受水費	※ 参 照
			減価償却費	将来取得見込資産の償却計算
	支払利息	償還予定表より算出		
資 本 的 収 支	収 入	国補助金	事業費の50%	
		工事負担金	最新年度で一定	
	支 出	建設改良費	建設改良費+更新需要	
		企業債償還金	償還予定表より算出	

※ 計画年平均給水量/1000×m³当たり受水費（102.24円）

投資・財政計画（収支計画）のうち、投資的経費以外の経費についての説明

＜ 下水道事業（公共下水道事業） ＞

種別	区分	項 目	計 算 方 法	
収 益 的 収 支	収 入	使用料金収益	年間汚水処理水量×使用料単価	
		その他営業収益	一般会計繰入金（基準内）	
		長期前受金戻入	減価償却費より収益化額算定	
		その他営業外収益	一般会計繰入金（基準外）	
		特別利益	見込まない	
	支 出	職員給与費	基本給	最新年度で一定
			その他	最新年度で一定
			その他経費	
		動力費	動力費	最新年度で一定
			修繕費	最新年度で一定
			材料費	最新年度で一定
			その他	最新年度で一定
		減価償却費	将来取得見込資産の償却計算	
		支払利息	将来の借入分を含めて算定	
		特別損失	見込まない	
資 本 的 収 支	収 入	企業債	事業費－国県補助金×充当率	
		国県補助金	事業費の60%	
		工事負担金	最新年度で一定	
	支 出	建設改良費	事業計画より算定	
		企業債償還金	将来の借入分を含めて算定	
		他会計長期借入金返済金	将来の借入分を含めて算定	

投資・財政計画（収支計画）のうち、投資的経費以外の経費についての説明

< 下水道事業（農業集落排水事業） >

種別	区分	項 目	計 算 方 法	
収 益 的 収 支	収 入	使用料金収益	年間汚水処理水量×使用料単価	
		その他営業収益	一般会計繰入金（基準内）	
		長期前受金戻入	減価償却費より収益化額算定	
		その他営業外収益	一般会計繰入金（基準外）	
		特別利益	見込まない	
	支 出	職員給与費	基本給	最新年度で一定
			その他	最新年度で一定
			その他経費	
		動力費	動力費	最新年度で一定
			修繕費	最新年度で一定
			材料費	最新年度で一定
			その他	最新年度で一定
		減価償却費	将来取得見込資産の償却計算	
	支払利息	将来の借入分を含めて算定		
特別損失	見込まない			
資 本 的 収 支	収 入	企業債	事業費－国県補助金×充当率	
		国県補助金	事業費の60%	
		工事負担金	最新年度で一定	
	支 出	建設改良費	事業計画より算定	
		企業債償還金	将来の借入分を含めて算定	
		他会計長期借入金返済金	将来の借入分を含めて算定	

< 用語解説 >

あ行

アセットマネジメント

資産を効率よく管理・運用するための手法のこと。

施設の状態を把握して、将来を予測します。限られた財源の中で「いつ、どの施設から」改築更新を行うことが最適であるかといった計画を策定するために用いる手法です。

維持管理費（いじかんりひ）

日常の施設の維持管理に要する費用のこと。

具体的には、人件費、動力費、薬品費、修繕費などです。

一日最大給水量（いちにちさいだいきゅうすいりょう）

年間の一給水量のうち、最大のものをいいます。

一日平均給水量（いちにちへいきんきゅうすいりょう）

年間の総給水量を、年日数で割ったものをいいます。

一般会計繰入金（いっばんかいけいくりいれきん）

公営企業の目的である事業の遂行に必要な財源として、一般会計から繰り入れられた資金のこと。

基準内繰入金は、一般会計が本来負担（繰出）すべき経費の考え方を、総務省が「繰出基準」として示している基準に基づくもの。基準外繰入金は、「繰出基準」に示されていない経費を対象とした繰入金のこと。

営業収支比率（えいぎょうしゅうしひりつ）

営業費用に対する営業収益の割合を示すもの。

数値が100%未満の場合は、健全経営とは言えません。

応急給水（おうきゅうきゅうすい）

配水施設、その他の故障などにより水道施設による給水ができなくなった場合に、給水車その他の運搬具を用いて水を給水すること。

か行

改築更新（かいちくこうしん）

改築とは、施設の全部または一部を再建設あるいは取替えを行うこと。

更新とは、耐用年数に達した施設や設備について、再建設あるいは取替えを行うこと。

管渠（かんきょ）

下水等を流すための管のこと。

汚水のみを流す「汚水管渠」、雨水のみを流す「雨水管渠」、汚水と雨水を一緒に流す「合流管渠」があります。

危機管理マニュアル（ききかんりまにゅある）

震災等により施設が甚大な被害を受けた場合、被災地事業者では応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められる。

そのため、それぞれの事業者が応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、早期復旧と計画的な応急対応等を行うことを目的として作成されたマニュアルです。

企業債（きぎょうさい）

地方公共団体が、水道・下水道の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債（借金）であり、民間企業における社債及び長期借入金に当たるものことです。

行政区域内人口（ぎょうせいくいきないじんこう）

住民票の登録のある人口のこと。

給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域に居住し、水道により給水を受けている人口をいいます。

給水区域外からの通勤者や観光客は、給水人口に含まれません。

給水量（きゅうすいりょう）

計画区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水のこと（水道法第3条第1項）。

統計などにおいては、給水区域に対して給水をした実績水量をいいます。

業務指標（ぎょうむしひょう）

業務の効率化を図るために活用できる規格の一種で、事業体が行っている多方面にわたる業務を定量化し、厳密に定義された算定式により評価するものです。

緊急遮断弁（きんきゅうしゃだんべん）

地震や管路の破損などの異状を感知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重や自錘、または油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブです。

クリプトスポリジウム

原生動物の原虫類に属する水系病原性生物である。

その原虫に感染した症状は典型的な水溶性の下痢であり、発汗、腹痛、腰痛などがあります。

計画給水量（けいかくきゅうすいりょう）

財政計画、投資計画の基本となる水量、計画一日平均給水量、計画一日最大給水量、計画時間最大給水量などがあります。

経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

経常費用（営業費用＋営業外費用）に対する経常収益（営業収益＋営業外収益）の割合を表すもの。

この数値が100%を超える場合は単年度黒字、100%未満を表す場合は単年度赤字を表す。

減価償却費（げんかしょうきやくひ）

固定資産の経年的な経済的価値の減少額を毎年度事業年度の費用として配分するものであり、現金支出を伴わない費用のことです。

建設改良（けんせつかいりょう）

固定資産の機能を高めるものあるいは当該資産の耐用年数を延長させるものです。

原水（げんすい）

水道水の元となる水で、浄水処理する前の水のことです。

公営企業（こうえいきぎょう）

地方公共団体が設置し、経営する企業のこと。

一般行政事務に要する経費が租税によって賄われるのに対し、公営企業の運営に要する経費は料金収入によって賄われています。

公共下水道事業（こうきょうげすいどうじぎょう）

主として市街地における下水を排除する下水道で、都道府県や市町村が建設し、管理しています。

終末処理場を有するものを「単独公共下水道」、終末処理場を有せず流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」と呼んでいます。

さ 行

自家発電設備（じかはつでんせつび）

停電が発生した場合に備え、浄水場の諸設備が停止せずに稼働し続けるために各設備に設置した発電機をいいます。

資機材（しきざい）

震災等で管路が破損した場合に、復旧に必要となる材料や工事に必要な機械をいいます。

資本的収支（しほんてきしゅうし）

主として将来の経営活動に備えて行う施設等の建設改良及び企業債に関する収入及び支出のことです。

資本費（しほんひ）

汚水処理費用のうち、すでに発行された企業債や資産の取得原価に基づき算定されるもの。地方公営企業法適用企業にあつては減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費等の合計額です。

収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

支出の結果が、その期の費用として処理される場合で、その期の収益に対応するもの。

損益計算は収益的収支に基づいて行われます。

浄水場（じょうすいじょう）

浄水処理に必要な設備がある施設。

水源により浄水方法が異なるが、一般に浄水場の施設として、着水井、凝集池、沈殿池、ろ過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、配水処理施設、管理室などがあります。

処理区域内人口（しよりくいきないじんこう）

下水道が使える区域に住んでいる人口のことです。

水質基準（すいしつきじゅん）

水を供給する際に、標準とすべき基準です。

水洗化人口（すいせんかじんこう）

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口のことです。

水道事業（すいどうじぎょう）

簡易水道事業以外の計画給水人口 5,000 人を超える事業をいいます。

水道ビジョン（すいどうびじょん）

厚生労働省が平成 16 年（2004 年）6 月に策定したもので、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像と、それを実現するための具体的な施策、工程などが示されたものである。平成 25 年（2013 年）に改定され、「時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって持続的に受け取ることが可能な水道」を実現するために、水道水の安全確保を「安全」、適格な水の確保を「強靱」、供給体制の持続性確保を「持続」の 3 つの観点があります。

水道普及率（すいどうふきゅうりつ）

現状における給水人口と、給水区域内人口の割合をいいます。

水道用水供給事業（すいどうようすいきょうきゅうじぎょう）

水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対し、水道により水道事業者はその用水を供給する事業をいう。

すなわち、用水供給事業は水道水の卸売業です。

水道用水供給事業は、広域水道の一形態であり、全国で多数設けられ、府県営と企業団経営があります。

ストックマネジメント

適切な維持管理による下水道サービスの維持、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、さらには機能高度化のための投資とその平準化を検討することです。

専用水道（せんようすいどう）

寄宿舎、社宅、療養所などにおける自家用水道、その他水道事業用に供給する水道以外の水道で、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するものをいう。

総収支比率（そうしゅうしひりつ）

総費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失）に対する総収益（営業収益＋営業外収益＋特別利益）の割合を示すもの。

この比率は、損益計算上、総体の収益で総体の費用を賄うことができるかどうかを示すものです。この比率が100%未満の事業は収益で賄えないことになり、健全経営とはいえません。

損益勘定留保資金（そんえきかんじょうりゅうほしきん）

減価償却費など、実際には現金の支出を伴わない費用は企業内部に留保される。

この留保資金のうち、いまだに補てん財源として使用されていない資金をいう。

た 行

耐震診断（たいしんしんだん）

建物が地震に対してどの程度被害を受けにくいといった地震に対する強さ、すなわち「耐震性」の度合いを調べることをいいます。

ダクティル鑄鉄管（だくたいるちゅうてつかん）

鑄鉄に含まれる黒鉛を球状化した物質を含んだ管のことで、鑄鉄に比べ強度や靱性に富んでいる。

施工性が良好であるため、現在、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重いなどの短所があります。

地域水道ビジョン（ちいきすいどうびじょん）

水道事業者などが自らの事業の現状と将来の見通しを分析・評価したうえで、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策などを示すもの。

長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんもどしいれ）

固定資産取得の財源となった補助金などについて、減価償却に見合った額を収益化した会計処理上の収益のこと。

長寿命化計画（ちょうじゅみょうかけいかく）

下水道施設の劣化等に起因する事故や機能停止を未然に防ぐため、施設の延命化を含めた改築・更新対策のことです。

調整池（ちょうせいち）

水道用水供給事業において、送水量の調整や異常時の対応を目的として浄水を貯留する池をいう。

送水施設の一部であり、送水施設の途中または末端に設置されます。

導水管路（どうすいかんろ）

原水を有圧で導く施設です。

は 行

配水管（はいすいかん）

浄水場において製造された浄水を、水量・水圧・水質を安全かつ安定的に需要者に輸送（配水）するための管のことです。

配水池（はいすいち）

配水する区域の水の需要量に応じて適切に水を配るため、浄水場から送られた水道水を一時的に貯めておく施設のこと。

配水量の時間変動を調整する機能があります。

配水量（はいすいりょう）

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。配水量は、料金水量、消火水量、メーター不感水量、事業用水量などからなる有効水量と、漏水量、調定減額水量からなる無効水量に区分されます。

BOD（びーおーでいー）

水中の有機物が生物化学的に酸化されるのに必要な酸素量のこと、生物化学的酸素要求量ともいいます。

BODが高いことは、水質が汚濁していることを示します。

標準的耐用年数（ひょうじゅんてきたいようねんすう）

本来の用途に使用できると思われる推定耐用年数のことです。

普及率（ふきゅうりつ）

下水道事業の整備進捗状況を表す指標であり、行政区域内人口における下水道使用可能な人口の割合です。

法定耐用年数（ほうていたいようねんすう）

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に定められた耐用年数をいいます。

法適用（ほうてきよう）

地方公営企業法の全部又は財務規程を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている事業のこと。

豊見城市下水道事業（公共下水道、農業集落排水）は、平成31年4月1日より全部を適用しています。

ポンプ場（ぽんぷじょう）

地形、構造物の立地または管路の状態など、諸条件に応じたポンプ圧送方式により送水する設備を設置した施設です。

や行

有形固定資産（ゆうけいこていしさん）

建物や土地のような目に見える資産であり、長期間にわたって使用するものをいいます。

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

供給した配水量のうち、料金の徴収対象となった水量をいいます。

有収率（ゆうしゅうりつ）

年間の給水量（汚水処理水量）に対する有収水量の割合のこと。

有収率が高ければ給水や下水処理の効率が良いこととなり、給水や下水の処理に無駄がないか、施設の稼働状況がそのまま収益につながっているかどうかを確認することができます。

予防保全（よぼうほぜん）

施設や設備の維持管理にあたり、不具合や故障が生じる前に、修繕等をする保全方法のこと。重大な事故発生や機能停止を未然に防ぎ、長期間使えるようにすることでライフサイクルコストの縮減につながります。

ら行

ライフサイクルコスト

施設などの新規設備・維持修繕・改築・処分を含めた生涯費用の総計のこと。

予防保全を行えば、ライフサイクルコストは安価にすることができます。

流域下水道維持管理負担金（りゅういきげすいどういじかんりふたんきん）

都道府県が建設・維持管理を行う流域下水道に対して、関連市町村が費用の一部を負担するもの。

豊見城市では、沖縄県流域下水道事業の那覇処理区にて汚水処理を行っており、水量に応じて維持管理負担金を支払っています。

流域下水道建設負担金（りゅういきげすいどうけんせつふたんきん）

流域下水道維持管理負担金と同様に、那覇処理区内の施設の建設に係る費用については水量に応じた負担金を支払っています。

累積欠損金（るいせきけつそんきん）

事業年度の営業活動で赤字（欠損）が生じ、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等で埋め合わせできなかった欠損金の累積額のこと。各事業年度の欠損が累積したものととらえることができ、地方公営企業法が適用される公営企業では、純損益だけではなく、累積欠損金や不良債務なども赤字として考えられる。

累積欠損金のある地方公営企業や、不良債務に対する営業収益の割合である不良債務比率が一定の水準以上を下回る地方公営企業は、経営健全化計画を策定するとともに、総務大臣や都道府県知事の許可を受けないと企業債の発行が認められない。

